

元代江南における住持任命権者の変遷

野口 善敬

はじめに

元代の歴史を綴った『元史』二二〇巻は、編纂の中心人物であった宋濂（二二〇、二三八）が仏教と深い関わりがあった影響もあつてか、他の正史とは違い仏教に関する記述が数多く含まれている。記述内容に必ずしも信頼性が無いとされる『元史』ではあるが、仏教に深く傾倒した元朝が、多大の経費を寺院建築など仏教経営に注ぎ込み、その結果、財政の逼迫をもたらした実態が如実に見て取れる。仏教居士として知られる宋濂には、個人的な文集として『宋学士文集』七五巻があるが、その中の仏教に関する文章だけを集めて再編したものに『宋文憲公護法録』一〇巻（和刻本）『近世漢籍叢刊思想四編』第四冊、嘉興藏本ⅡC八四）があり、この中にある三十九編の塔銘や碑・記・序などによって元末から明初にかけての仏教界の姿を概観することができる。

今回の論文では、『元史』（中華書局校点本）・『宋文憲公護法録』（和刻本）、及び『道園学古録』（四部叢刊本）・『金華黄先生文集』（同前）など元朝文人の詩文集類、『増集続伝燈録』といった燈史類、元代禅僧の『語録』類の記述を踏まえながら、中国禅宗の活動の中心地であった元代江南における住持任命の制度、中でも任命権者が誰であったのかという点を具体的に明らかにしたい。

また、元朝における仏教統理機関に関する先論としては、野上俊静「元の宣政院について」(羽田博士頌壽記念論叢)一九五〇、また「元史釈老伝の研究」所収が、また江南に限定した研究としては西尾賢隆「元朝の江南統治における仏教」(仏教史学)一五二・一九七二が、更に行宣政院については鄧銳齡「掌釈教 揚密宗 抑禪宗——元代杭州行宣政院」(周隆主編・杭州歴史叢刊之五「元明清名城杭州」杭州人民出版社・一九九七、所収があるが、江南における仏教統理機関の変遷について、まだ十分に解明しているとは言いがたい。斯論では、この点についても併せて可能な限り言及したい。不十分な内容ではあるが、元代仏教の実態を解明する一助となれば幸いである。

尚、紙幅の都合もあり資料は全て原文のままとした。(引用資料中の傍点・傍線は全て筆者による。また、資料中の「」内の文字は筆者が付加したものである。)

一、行宣政院設立以前(至元十四年―二十八年)……楊璉真加

至元十三年(二二八〇)、南宋の徳祐二年、首都臨安府(杭州)に在った恭宗が元軍に降り、宋王朝は実質的に滅亡する。この翌至元十四年から至元二十八年(二二九二)、杭州に行宣政院が設立されるまでの十年余の間、江南釈教総統として江南仏教界において権勢を振るつたとされるのは楊璉真加である。

西番タタリのラマ僧であつた楊璉真加(楊璉真伽・楊璉真佳・楊璉真加なども書かれる)については、生卒年を含めてその詳しい行状は分かつておらず、江南釈教総統になつた年次についても、「元史類編」に「至元十四年、世祖用為江南釈教総統」(巻四一・雜行一・二七)とあるものの、「元史」「新元史」にはその就任した年次が記されていない¹⁾。もとより反証もなく、「元史類編」の記述を否定する必要もないが、少なくとも諸資料に具体的にその名前が見えてくるのは至元二十一年(二二八四)以降であり、それ以前の七年間、実際に江南釈教総統としてどの様な仕事を行つていたのかは知ることができない。

楊璉真加は、中央で権勢を誇っていた桑哥(一二九二)に取り入って宋の諸陵墓一〇一個所を発掘し、副葬されていた財物を手に入れた悪徳の僧官として名高いが(元史卷一七・三六〇頁、卷二〇・四五二頁)、もちろん私腹を肥やしただけでなく、仏教寺院の整備にも力を注いでいる。至元二十一年から二十五年にかけて、楊璉真加による寺院修復の記事が散見しており、これは次に見える『仏祖歴代通載』の所言と対応している。

(1) 江南釈教都総統永福楊大師璉真佳、大弘聖化、自至元二十二春、至二十四春、凡三載。恢復仏寺三千餘所。

〔仏祖歴代通載〕卷二・大元至元辯偽録隨函序・T99・710b)

三年間に恢復した仏寺の数を『仏祖統紀』(卷四八・213・432a)は「三十六所」とし、名前も「永福大師楊璉真佳」とするが、何れにしろこの時期に楊璉真加が仏寺興隆に大いに寄与した事実が窺われる。また、至元二十五年正月十九日のこととして、彼が江南の禪・教・律三宗の諸山の僧を集めて燕京に至らせ、帝前で問法が行われたという記述が見える(『仏祖統紀』卷四八・432a、『仏祖歴代通載』卷二・720a)。

しかし、肝心の住持任命について、『元史』はもとより燈史類にも楊璉真加が実名で関わった記事はほとんど見えない。ただ『鼓山志』に次の様な二つの資料がある。

(2) 明年(至元二十三年)楊総撰₍₁₎拳師(『仏鑿圓照大師、諱俊明、補雪峰席。仍奏聖旨与師護持、賜號仏鑿圓照。』(『鼓山志』卷四・24b))

(3) 至元二十三年、楊総撰₍₂₎拳師(平楚光篔)住当山(『鼓山』、凡十一載。(『鼓山志』卷四・24a))

雪峰の第四十九代である俊明(一二九五)は法系等未詳である(『雪峰志』卷五・7b)。「扶桑五山記」によれば、福州の雪峰は十刹の第七位、同じく福州の鼓山は甲刹とされている官刹であるから(以下、五山十刹の位次については全て『扶桑五山記』に拠る)、陞住ということになる。俊明の後住として鼓山五十二代となった平楚光篔(一二二七、一二九九)は大慧派偃溪広聞の法嗣である。

資料が残されているのはこの二点だけだが、これ以外の江南一带の官刹も楊璉真加の手によって住持選定が為されていたと考えるのが自然であろう。

実名は挙げられていないが楊璉真加が住持任命を行ったと思われるものとしては、横川行瑛が中国五山第五位とされる育王に住持した際の記事がある。

(4)至元二十年三月念六日、都総撰、自燕京、遣僧使持割至温州鴈蕩山放牧寮、請師(横川行瑛)住持明州阿育王山弘利禪寺。前任持東湖靈巖嶼道眞、製江湖疏。……八月二日、入寺。……至元二十一年四月十二日、(横川行瑛)

恭奉聖旨、俾住持本寺(阿育王山弘利禪寺)。(横川行瑛禪師語録)卷上、明州阿育王山弘利禪寺語録・Z123・183d・186b)

横川行瑛(二三三―二八九)は虎丘派の松源派滅翁文礼の法嗣である。その任命は「都総撰」により燕京から行われたとされるが、「総統」と「総撰」は互用されている¹⁷⁾。先の『仏祖歴代通載』の資料に楊璉真加のことを「江南釈教都総統」としていたことから、楊璉真加のことを指すと考えてよからう。横川の入寺上堂の拈香に際し、「今上皇帝」に続いて「国師大師、総撰大師」(同前・page)への拈香が行われていることも、「都総撰」が僧侶であった「永福大師」こと楊璉真加であったことを窺わせる。ただ、燕京より使僧を出しての任命という点に疑問は残るが、恐らく楊璉真加は江南の地と燕京の間を頻繁に往来していたものであろう。

また、この六年後の至元二十六年に横川の法嗣である竺三元妙道(二五七―三四五)が浙江省台州府の慈源寺に住持する際の記事に、

(5)至元(二十六年)己丑、釈教都統起師(竺妙道)出世邑之慈源。(増集統伝燈録)卷五・Z142・418b)

とあるが、この「釈教都統」も同様に楊璉真加のことであったと考えてよからう。

ただ、例外として勅住とされる例も存在する。

(6)明年(至元二十一年)、世祖勅師(劉澗)住持(支提寺)、復創寺宇。(建州弘釈録)卷下・421a)

愚叟澄鑒(二三〇、一三二)は大慧派無文道燦の法嗣である。支提寺は福建省福寧にあった寺であるが、この様に皇帝直々の任命もなされた様である。とはいえ、この場合にしても楊璉真加が間に介在した可能性がないわけではない。¹⁰⁾江南における楊璉真加の権勢は、至元二十八年(二九二)五月、官物横領の嫌疑の罪が暴かれ(元史卷一六・三四七頁、時を同じくして、楊璉真加と深い関わりがあり、中央において尚書右丞相兼宣政院使として絶大な権勢を誇っていた桑哥が徹里の弾劾によつて失脚し、同年七月、誅に伏することによつて終わりを告げることになる(元史卷一六・三四七、九頁)。そして江南における仏教政策は行宣政院に引き継がれることになるのである。

二、第一期の行宣政院時代(至元二十八年～至大四年)……張闕

至元二十八年(二九二)九月十二日丙午、行宣政院が杭州に設置され、住持任命を含む江南地域の仏教政策を文官が中心になつて行うことになる(元史卷六・三五〇頁、[新元史]卷二一・51a)。ただ、『至正金陵新志』卷六「統屬官制」(60)の行宣政院条に拠れば、至元二十八年当初、院は建康(南唐)に置かれ、至元三十年に杭州に移されたと言う¹¹⁾。楊璉真加が牛耳っていた江南諸路の釈教総統所も残されるが、総統所全体を掌握する僧侶は置かれた形跡がない。総統所の廃止を訴えて実現させることになる西番僧の仏智大師こと沙囉巴(二二五九、一三二四)は、元貞元年(二九五)に江浙等処釈教総統になり、後に福建等処釈教総統に移つただけであるし(『仏祖歴代通載』卷二・728c~730a、[秋澗集]卷二・送総統仏智師南還・四庫全書本一七五)、大徳三年(二九九)三月、成宗の命で日本に渡つた妙慈弘濟大師こと一山一寧(二四七、一三二七)も『江浙釈教総統』(元史卷二〇・四二六頁、[山国師語録]卷下・780・332a、[仏祖統紀]卷四八・2131・435a)に止まつている。また、彼らが直接、住持任命に関わつた形跡もない。そして一山が日本へ向かつた直後の大徳三年五月二日壬午、江南諸路の釈教総統所は廃止されている(元史卷二〇・四二七頁、[仏祖統紀]卷四八・435b)。

行宣政院設立二年後、建康から杭州へ院が移設された至元三十年の二月二日己丑に楊璉真加の子であり宣政院使であつた暗普が江浙行省左丞に任ぜられるが(元史卷七・三七〇頁、同年五月十一日丙寅、楊璉真加が江南庶民の怨みを買つてゐるとの理由から暗普は罷免されており(同前・三七二―三七三頁、楊璉真加の影響力は江南仏教界から完全に払拭されることになる。)

この時設置された行宣政院の職務内容と構成人員について、『元史』には記載が無いが、『至正金陵新志』卷六に拠れば次の様に言つ。

(7)行宣政院。従一品衙門、管領江南諸省地面僧寺功德詞訟事。設院使、同知、副使、僉院、同僉、院判、經歷、都事、照磨等員。……係脱脫大卿為頭院使。(『至正金陵新志』卷六・16a-b)

職務内容としては、単に江南各省の住持任命だけでなく、仏教行事全般と僧侶の訴訟も含まれていたことが知られる。院使以下の官吏の構成については、後節で引用する元統二年(一三三四)に設置された三度目の行宣政院の資料(元史卷九二・百官志八・三三五頁)とほぼ同じであるが、こちらには人員の数が記載されていない。終わりの部分の「頭院使」という語からすると、少なくとも行宣政院の最高位である院使は複数いたと考えてよからう。

院使となつたとされる脱脫(ᠳᠤᠳᠤᠲᠤ、または托托、托克托と表記)は、元朝に同名の者が数名いるため、どの脱脫を指すか今のところ断定できないが、至元二十六年に南臺御史に除せられた脱脫あたりを指すものであろうか(『至正金陵新志』卷六・名臣)。とはいへ、住持任命に当たつて脱脫の名が院使として登場することは無い。その他、脱脫と同じ時期に楊謹および叉木なる人物も行宣政院使にいたことが知られているが、この二人も住持任命に直接関わつた資料は残されていない。二人の中、楊謹という名前は、一見、漢人らしく見えるが、蒙古人もしくは色目人である。これら脱脫・楊謹・叉木の三人が、同時に院使に任じられていたとするならば、院使の定員は少なくとも三人であつたことになる。

後述するように、後の元統二年(二三三)に行宣政院が再設された際の資料(49)に拠れば、院使の中の一名は行省の最高官吏である丞相が任じられており、この第一期の行宣政院においても同様に行省の丞相が当て職として院使を兼任していた可能性はあるが、『新元史』卷三二「行省宰相年表」の江浙行省の欄は、至元二十八年から大徳十一年まで丞相の個所がほとんど空欄になっており、詳しいことは分からない。僅かに大徳二年十二月十八日辛未から翌三年正月十一日癸巳までの一ヶ月足らずの間、合刺合孫が丞相の地位にあつたことが知られるだけである。ちなみに合刺合孫(哈刺哈孫 Qara Qas・一二五七、一三〇八)は、後に行宣政院使として活躍する脱斂の父である。

ともあれ、行宣政院が設置されてからしばらくの間は、行宣政院使であれ、その他の官職であれ、住持任命等について主導的な役割を果たした人物の名前は出てこない。また、前出(3)の平楚光鐸の資料に、

(8)元貞元年(二九五)、朝京、面奉聖旨住雪峰、賜号仏江妙辯。(鼓山志)卷四・26a)とある様に、この期間の始め頃には、勅住の例も見えている。

その様な中、至元二十八年(二九〇)から大徳七年(三〇三)までの十二年間の間に、行宣政院の手によつて為された住持任命の明確な実例としては、次の三つが知られる。

(9)大徳(二年)戊戌、竺西妙坦被上旨、仍主華藏。行宣政院以靈隱虚席、檄師補其処。……卒不就。自是居華藏餘十年。(金華黄先生文集)卷四一・天童坦禪師塔銘・16b)

(10)大徳(四年)庚子、湖州何山耆旧、合辞上行宣政院、延鉄鏡至明致再住。(増集統伝燈録)卷二・2142・399a、c
【統燈存稿】卷二・38b)

(11)大徳七年癸卯七月十二日、月江正印受行宣政院請、入松江殿山禪寺。(月江正印禪師語録)卷上・住松江殿山禪寺譜録・2123・110c)

この中、(9)の例は実際に住持に至っていないが、他の二例は実際に住持している。(9)の竺西妙坦(二四五、二二五)

は松源派虎巖淨伏と法兄弟で明極楚俊の法叔に当たると。要請を断つた靈隱は五山第二位の大刹であるが、竺西は至大元年（二三〇八）に五山第三位の天童に移っている。(10)の鉄鏡至明（二三〇一—三二五）は大慧派偃溪広聞の法嗣。何山は甲刹とされる。(11)の月江正印（生卒年未詳）は松源派虎巖淨伏の法嗣で、明極楚俊の同門であり、後の元統元年（三三三）に五山第五位の育王に入った禅僧である。

第一期の行宣政院時代に長官である院使となつた人物で、仏教と関わりを持ったことで具体的にその名前が知られるのは張闓である。元代禅門の大慧派を代表する元叟行端（二二五—三三四）の「送張中丞北帰」という偈の自序に次の様に言う。

(12)大徳八年十一月、御史中丞張公、以榮祿大夫・行宣政院使至之日、凡政之不便於僧、法之有叛於仏者、一掃而刮絶之。人神悦和、上下胥慶。〔元叟行端禪師語録〕卷六・2124・229

張闓（*Zhang*）は章闓・張驢なども書かれており、明らかに漢人ではない。『元史』に伝が立てられておらず、生卒年など詳しいことは分からないが、至元三十一年（二九四）に江南行御史臺中丞となり（〔至正金陵新志〕卷六・220）、その後、今述べた様に大徳八年（三〇四）に行宣政院史となっている。

彼が院使として江南に赴任する以前から、仏教行政と深い関わりを持っていたであろうことは、元貞二年（二九六）、御史中丞の時、瑞州路（江西省高安縣）北乾明寺からの救済嘆願を宣政院参議であつた且牙公（達爾嘉依）なる人物と共に大護国仁王寺の金剛膽巴（二三〇〇—三〇三）に上聞して奏効した事実からも知られる（〔松雷齋文集〕卷七・瑞州路北乾明寺記・四部叢刊本 83~b、〔松郷集〕卷一・瑞州路妙高峰北乾明寺記 20b~21a）。膽巴は帝師八思巴の推挙で国師となり、種々の靈験を示現して世祖・成宗の信任を得た僧侶である（〔元史〕卷二〇二・四五—四九頁）。

張闓が院使であつた期間は極めて短く、着任二年後の大徳十年閏正月二十三日甲午には中書左丞となり北帰している（〔元史〕卷二一・四六八頁、〔新元史〕卷一四・570）。この二年間に張闓が任命に直接関わつた、もしくは関わつたと思われる

ケースとして、残存する資料に次の三つがある。

(13) 中書平章政事張閻公、任行宣政院使、首拳師(元叟行端)、主中天竺。開堂之日、公率僚屬、親臨座下。(元叟行端禪師語錄)卷八・塔銘・2124・34d)

(14) 聖元崇仏乘、設官分理、乃立行宣政院於杭。今中書平章政事張閻公寔領院事、鉏奸剔蠹、批政具修、凡招提之類、不責者、悉更其旧。因詢諸宿德、「孰能繼久上上人之志者」。則皆曰、「兼受師、名正伝、早登法会、植清淨因。宜被茲選」。公礼致彌敦、而師固辞弗獲得、命廼即席。時大德九年八月也。(巴西集)卷上・重建崇寧方壽接侍禪寺記・560-57a)

(15) 大德九年、靈隱虚席。行宣政院俾師(悅堂祖闡)主之。……居四歲而逝。(金華黄先生文集)卷四一・靈隱悅堂禪師塔銘・106、cf. [増集統伝燈録]卷三・2142・399c2a)

この中、(13)には年次が示されていないが、大慧派の元叟行端(二二五、二三四)が十刹第一位とされる中天竺へ入院したのは大德九年五月十六日のことである(元叟行端禪師語録)卷二・住杭州路中天竺万壽禪寺語録・2124・5c)。 (14)の兼受正伝は法系など未詳であるが、禪僧であることは間違いない。(15)の悦堂祖闡(二三四、二三八)は大慧派介石智朋の法嗣で、元貞元年(二九五)廬山東林に住持していた時、応召人対して成宗より聖書並びに禪師号・金欄法衣を下賜された僧侶である(金華黄先生文集)卷四一・靈隱悅堂禪師塔銘・106)。その他、この時期の張閻の院使としての事跡として、杭州虎林山大明慶寺の復興に助力した事実が知られる(程雪樓集)卷三・虎林山大明慶寺重建仏殿記・691d)。

張閻が京師へ去り、皇帝が成宗から武宗へ代わったこの時期、院使の職に後任として誰が入ったか不明だが、行宣政院の主導で住持任命が行われ続けていた事実を示す資料がある。

(16) 至大元年、(百丈晦機元暉)応浄慈之請。至之日、行中書省・行宣政院之長、各率其属拜伏迎請。……門下以千百數。居七年、乃作大仏閣。(道園學士自録)卷四九・晦機禪師塔銘・2a、cf. [浄慈寺志]卷二七・7b、[宗統編年]卷二七・201b)

(17)至大(二年)己酉、行宣政院辟師(海印昭如)、住持(江西省饒州東湖)薦福(禪寺)。(海印昭如禪師語錄)附録・李誠撰
塔銘・2122・305a)

何れも武宗の至大年間の資料である。晦機元熙(二三八―三三九)は大慧派の禪僧で、笑隱大訶や東陽德輝の師として知られる。淨慈は五山第四位とされる。また、海印昭如(二四六―三三二)は破庵派無準師範の法孫で中峰明本の法叔に当たる禪僧である。

この他、皇帝の名と元号にズレがあるが、次の様な資料も見える。

(18)成宗至大戊申年(成宗は前年の正月に薨、平章張公領行宣政院事、以淨慈瀨翁善慶(千瀬善慶)行業奏聞、上賜金襴衣、徽號慧光普照文明通辨禪師。仍以璽書褒護。人以為榮、師無矜色。(淨慈寺志卷七、七〇)

千瀬善慶(生卒年未詳)は破庵派愚極智慧の法嗣で、清拙正澄と法兄弟である。年号が正しいとすれば張闓が北帰して後のことであり、誤記ということになるが、もし実際に張闓が関わっていたとすれば、退任後、京師に在っても尚大きな影響力を残していたことになる。

三、行宣政院の廃止(至大四年―延祐五年)……仁宗・張闓

至大四年(三三二)正月八日庚辰、武宗が崩御し、三月十八日庚寅、聡明で「通達儒術、妙悟釈典」(元史卷二六・五九四頁)と評された仁宗が即位する。その間の二月十二日甲寅、行宣政院が廃止され(同前卷四・五三八頁)、同月二十五日丁卯には更に各所の僧祿・僧正・都綱司も廃止されて、「凡僧人訴訟、悉歸有司」(同前・五三九頁)という大改革が行われることになる。

これ以後、行宣政院の再設置までの間、江南仏教は中央の影響を直接受けることになり、聖旨によって住持が決め

られたとする資料が幾つか見える。

(19) 皇慶元年六月十二日、〔古林清茂〕欽奉聖旨〔再〕入〔平江府〔今蘇省蘇州〕開元禪〕寺。〔古林清茂禪師語録〕卷一・再任開

元禪寺語録・2123・211d cf. 〔増集統伝燈録〕卷六・2142・442b)

(20) 皇慶〔二年〕癸丑正月……〔竺三元妙道〕被旨住黃岩〔浙江省〕之浮山鴻福禪寺、賜號「定慧玄明禪師」。〔金華黃先生文集〕

卷四二・崑山薦巖寺竺元禪師塔銘・5a, cf. 〔増集統伝燈録〕卷五・2142・418bは「定慧圓明禪師」とする、〔宗統編年〕卷一七・202は翌延祐元年のこととする)

(21) 延祐〔三年〕丙辰、行省稟朝旨、迎師〔劇谷希陵〕居之〔徑山〕。……住山七年而歿。〔道園學昌錄〕卷四八・大辨禪師宝華

塔銘 11a, b, c. 〔統燈存稿〕卷六・2145・65a)

(19)の古林清茂(二二六二、二三二九)と(20)の竺三元妙道(4)に既出は共に松源派横川如珙の法嗣、(21)の劇谷希陵(二二四七、二三三二)は破庵派雪巖祖欽の法嗣で無準師範の孫弟子に当たる。これらの資料の存在は、仏教に深く傾倒していた仁宗自らが江南の住持任命に関わった可能性を示すものであるが、やはり実際には仏教統治の要である宣政院の存在を活用していたと思われる。皇慶二年癸丑(二三三三)、瞿時学が中峰明本を西天目の大覺禪寺に招請した際には「宣政院疏」が用いられたと言うし〔中峰広録〕卷三〇・行録・7a)、また、同じ中峰に絡んで、宣政院使が江南へ赴いたとする次の様な資料も見えている。

(22) 延祐丙辰(三年・二三二六)春、上〔仁宗〕命宣政院使、整治釈教、距杭期入山候謁。師〔中峰明本〕聞避之鎮江。〔西

天目祖山志〕卷一・15b)

中峰明本(二二六三、二三三三)は言うまでもなく元代を代表する虎丘派の禪僧で、破庵派高峰原妙の法嗣であり、生涯、寺院への住持を受けることなく庵居した僧侶である。これによって、仁宗の意向を受けながら、主に宣政院が江南仏教の統治を行っていたことが窺われよう。

その他、江南の地に在って直接影響を与えた官吏も存在していた。その代表は院使経験のある張闓であった。張闓は仁宗即位直後の至大四年四月六日丁未、江浙行省の平章政事として江南へと戻り(同前・五四一頁)、翌皇慶元年(二三二)五月朔日、中央の中書省平章政事となつて再び北帰(五五二頁)、三年後の延祐二年(二三五)三月二十九日丁丑、江浙行省平章政事として江南に戻り(同前・卷二五・五六八頁)、翌年までその任に在つた(『新元史』卷三二・行省宰相年表・88c)。そしてその間、中央と杭州とを行き来しながらも、高級官吏として江南仏教界に影響力を行使し続けていた様である。

この時期の張闓が住持任命に関わつていたことを示す具体的な例はあまりないが、たとえば次の様な資料がある。

(23) 居七年(至大元年から)、於是中書省平章政事張闓、与行省丞相、下令告群寺曰……、「徑山者當下某若某」。衆曰、「諾」。丞相親探得師(『幽巖元魁』名、以示衆。衆曰、「諾」。無異言。即親送師入山。(『道園學古録』卷四九・晦機禪師塔銘、四部叢刊本・2a)

晦機が淨慈から徑山へ移つたのは、『宗統編年』卷二七(2147・2019)に拠れば延祐元年のことであり、張闓が中書省に在つた時期と一致していることから正確な記事と見てよからう。文中「行省丞相」とあるが、当時の江浙行省丞相は『新元史』卷三二「行省宰相年表」(38a)に拠れば康里脱脱(Ganghi Toqto'a・一二七〇―一二三三)と別不花(生卒年未詳・Beg Bata)である。康里脱脱は至大四年(一二三二)から延祐五年(一二三三)まで八年間江浙行省左丞相を勤めた人物であり、別不花は皇慶二年(一二三三)から延祐元年(一二三四)の二年しか左丞相に在任していないが、別不花はそれ以前に江浙平章政事の任に在つたこともあり、より大きな影響力を持っていた様である。中峰明本の「塔銘」には別不花を張闓と並記して述べた次の様な資料がある。²⁰⁾

(24) 行省丞相別不花、行宣政院使張闓諸達官、尤加敬愛。每徑山虛席、必以待師(『中峰明本』。師固不受。(『道園學古録』卷四八・智覺禪師塔銘・89c)

よつて、晦機の徑山招請に関わつた行省丞相は別不花だった可能性が高いと考えられる。

ところで、張閻は平章政事であった延祐元年十月に江南の田糧の經理に着手し(元史卷二五・五六六頁、卷九三・三三三—三四頁)、翌延祐二年三月、江浙行省の平章政事となつて江南の田糧の整理を行つて賦税を増加するが(滋溪文籍)卷一・文貞高公神道碑銘(88)、性急に法令を実施したため(玩齋集)卷一〇・二〇、九人の死者を出して吏部の取り調べを受けることになり(元史卷二六・五八四頁)、最終的に御史中丞であった楊朶兒只(二七九—三三〇)の弾劾によつて罷免されることになる。その落官の時期は未詳だが、張閻に関する記事としては延祐二年八月十日丙戌、贛州(江西省)の蔡五九が率いる賊軍が汀州寧化(福建建寧)を陥落させて王亨を僭称した際、江浙行省平章政事として軍を率いて討伐に向かい、蔡五九を捕らえ、三千余人の賊を殲滅したとされるのが最後である(元史卷二五・五七〇頁、卷二八八・王英伝・四三〇八頁)。「新元史」卷三二「行省宰相年表」(88)は、彼が延祐三年まで江浙行省平章政事の職に在つたとしている。

四、行宣政院の再設置(延祐五年—天曆元年)……脱歇

延祐五年(三二八)九月三十日丁亥、再び杭州に行宣政院が設置される(元史卷二六・五八六頁、「新元史」卷一七・88。「仏祖歴代通載」卷二・732bは「六月」のこととする)。「元史」はこの時「設官八員」(五八六頁)とするが、「仏祖歴代通載」は「参用常選職官」(卷二・732c)としており、新たな官吏を置くことはなく、併任の形を取つていたとしている。ただこれ以後、延祐七年正月二十一日辛丑、仁宗が三十六歳で崩御するまでの間は、行宣政院に目立つた動きはない。唯一、仁宗崩御の四日前の記事として次の一例がある。

(25)至治元年辛酉正月十七日、「曇芳守忠」受行宣政院疏請、入(建康路蒋山太平興国禪)寺。(曇芳守忠禪師語録)卷上・建康路蒋山太平興国禪寺語録・2123・159c)

曇芳守忠(二七五—三三八)は松源派玉山德珍の法嗣で、後に大慧派の笑隱大訥と並んで江南仏教界に大きな影響力

を持った禪僧である。

次いで延祐七年(二三二〇)三月十一日、仁宗の子である英宗が十八歳で即位する(元史卷二七・六〇〇夏)。英宗は三年後の至治三年(二三三三)八月四日癸亥、也先鉄木児(Egen Temür?) (二三三四)の首謀で弑殺されることになるが、その間、院使として著名な人物は出ないものの、行宣政院自体は活発な動きを呈している。

(26)至治(二年)壬戌、行宣政院虚径山席、強師(中峰明本)主之。師貽書院官、卒不就。結茅中佳山、将終焉。…

…十月、英宗皇帝、特旨降香并賜金欄僧伽梨、詔行宣政院官、親詣山、宣諭恩意。(中峰広録)卷三〇・行録(75b) 76a、[西天巨相山志]卷一・16a)

(27)至治(二年)壬戌、径山虚席。……行宣政院請師(元叟行端)補其処。(金華黄先生文集)卷四一・径山元叟禪師塔銘・14b

cf. [増集統伝燈録]卷三・2142・397a、[五燈会元統略]卷三・2138・454a)

(28)至治二年壬戌五月十八日、[月江正印]受行宣政院請、入[湖州何山宣化禪]寺。(月江正印禪師語録)卷上・住湖州何山

宣化禪寺語録・2123・114d)

(26)の中峰、(27)の元叟行端、(28)の月江正印はそれぞれ(22)(13)に既出。

そして英宗が没した翌年、晋宗の泰定元年(二三三四)、脱歓が江浙行省平章政事となり(新元史)卷三一・行省宰相年表・36)、併せて領行宣政院事となつて活躍を開始することになる。

(29)自泰定元年来、得丞相(脱歓答剌罕)領院事。而相公為之叶贊、一更旧弊。(蒲菴集)曹問・与忽都察院管世・15a)

脱歓(Togon・二九一・三三八)の伝は『元史』卷一二六〔哈刺哈孫(Gara Qas)〕(三二九五頁)の伝に附録されている。哈刺哈孫は脱歓の父であり、大徳三年に中書左丞相、同七年には右丞相となつている。名門の出身である脱歓は、大徳十一年五月、十六歳で入侍(元史)卷三六・三三九四頁)、御史中丞を経て皇慶二年三月、二十二歳で御史大夫となり(同前) 卷二四・五五五頁)、延祐七年には南臺大夫に遷つている。また江浙行省平章政事となつた翌年の泰定二年(二三三五)正月

二十三日甲辰に三十四歳で行省左丞相となり(元史卷一九・六五三頁)、死去する天曆元年(二三三)まで(新元史卷三二・行省宰相年表・38c)その任にある。そして、行省の平章政事・左丞相の任に在った五年間、領行宣政院事として江南仏教に多くの足跡を残すことになる。

(30) 江瀬行省丞相脱歡公、……兼行宣政院事、領東南浮図之教。凡大利、非名德不輕授。特請師(笑隱大師)住中天竺。(笑隱禪師語錄)卷四附録・行道記・2121・125a、cf. 塔銘・126d

(31) 泰定(二年)乙丑、行省丞相脱驪公兼視宣政院事、举(如菴淨真)住下天竺。(天如惟則禪師語錄)卷六・上天竺寺如菴和尚塔銘・2122・459c)

(32) 泰定二年、脱歡丞相請(東嶼德海)居靈隱。(阿育王山志)卷八下・有元靈隱景德禪寺明宗惠忍禪師東嶼海和尚塔銘・16b)

(33) 泰定(三年)丙寅、寿卒。時江浙丞相脱歡公領行宣政院。以杭之淨慈典藏永嘉元啓王之(法雲寺)。(蒲室集)卷九・寧國路宣城縣琅山法雲禪寺記・14a)

(34) 行省左丞相脱歡公請(竹泉法林)主万寿(十刹第四位)、遷中竺(十刹第一位)。(續燈存稿)卷五・55d)

(35) 行省左丞相脱歡公請(竹泉法林)主靈隱(五山第一位)。宗風大振。(増集統伝燈録)卷四・2142・410b、cf. [續燈存稿]卷五・55c、[淨慈寺記]卷一〇・24a)

(36) 笑隱訶公方主中竺法席、力荐起之(千巖元長)。江浙行省丞相脱歡公、時領宣政院事、亦遣使迫師(千巖元長)出世。師皆不聽。(護法録)卷三・仏慈門明広照無辺普利大禪師塔銘・8a)

この中、(30)の笑隱大師(二八四～三四四)は後に釈教宗主兼領五山寺を拝する大慧派の禪僧である。資料に住山の年次は見えないが、笑隱の中天竺入寺は「泰定二年十月十七日」(笑隱禪師語録)卷一・2121・10a)のことである。(31)如菴淨真(二二五〇～一三三三)は上天竺第三十九代住持となった天台系の教僧である。(32)の東嶼德海(二二五〇～一三三七)は松源派石林行鞏の法嗣で、横川如珙の法姪に当たる。また(33)の永嘉元啓は未詳。(34)(35)の竹泉法林(二八四～一三五五)は元叟行端

の法嗣、(36)の千巖元長(二二八四―三三三七)は中峰明本の法嗣である。その他、脱歎の名前は出てこないが、この時期に行宣政院が住持任命関わった例として、

(37) 泰定中、行宣政院、稔師(≡楚石梵琦)之名、命出世海塩之福臻。(『護法録』卷一上・仏日普照慧辨禪師塔銘・19b)

(38) 泰定元年、玉岡〔蒙潤〕遷遷演福。行宣政院請論師(≡大用必才)繼其教席(≡海塩言湖德勝寺)。(『護法録』卷三・仏鑑日照論師大用才公行業碑・29a)

(39) 泰定中、行宣政院、請〔季衡允若〕主弥陀興化教寺。(『護法録』卷三・天竺靈山教寺慈光日照法師若公塔銘・20b―21a)

(40) 泰定〔三年〕丙寅、行宣政院、請師(≡芋中懷信)出世〔四〕明之觀音。(『護法録』卷一上・大天界寺住持芋中禪師信公塔銘・2b)の四つがある。

(37)の楚石梵琦(二二九六―三三七〇)は大慧派元叟行端の法嗣で、その海塩(浙江省嘉興府)福臻禪寺への入寺は泰定元年冬のことである(『楚石禪師語録』卷一・住福臻禪寺語録・2124・3c)。 (38)の大用必才(二二九二―三三五九)は天台宗の僧で、その師である玉岡蒙潤(二二七五―一三四二・古源永清の弟子)の南天竺の演福教寺陞住に伴って、玉岡が住していた海塩徳勝寺を継席したものである。(39)は「至治初」から「踰三年」とあるから泰定元年のことであろう。季衡允若(二二八〇―三三五九)は天台宗湛堂性澄門下の「四天王」と言われた一人で、趙孟頫から「僧中御史」と称された僧であり、後に元末の至正十九年、兵禍に遭った際、毅然として白刃に害され、「白乳溢出于地」(『護法録』卷三・21a―c)と言わた人物である。(40)の芋中懷信(二二八〇―三三五七)は松源派竺西妙坦の法嗣で、以後、中天竺・天童・大龍翔と陞住を極めていく。

住持任命以外に、脱歎が仏教行事を実施した記事も散見するが、彼において特筆すべきは住持選定における「公選之道」(『蒲室集疏』逸休辨住越之天華寺疏序・3c)を開いたことである。その公選とは、「脱歎」丞相領院事、以三名闡選住持賄賂不行、善類吐氣」(『蒲室集疏』依無住住台州慶善杭諸山疏序・3c)とある様に、諸山より二名を推薦させ、闡拈(くわんてん)によつて住持を決定するというものであった。これ以後、「凡住持、不拘寺院大小、俱從二名」(『蒲室集書』答愚如菴書・3c)とある通り、

三名の候補による鬪拈は行宣政院による住持選定の際の定式となり、順帝期に至るまで広く行われることになる。²⁴⁾

尚、『元史』卷三〇に拠れば、泰定三年（二三三）八月二十三日甲午、「罷行宣政院及功德使司」²⁵⁾とある。しかし、『新元史』卷一九はこの記事を削除しているし、『元史』卷三三二の天曆元年（二三三八）十一月二十六日甲申条に、「御史臺臣言、『行宣政院・行都水監宜罷』。從之」²⁶⁾とあるという一節があり、更には『護法錄』に「丁卯（泰定四年・二三二七）春正月、笑隱訥公言千巖²⁷⁾行業于行宣政院、將俾出世住大禪坊」²⁸⁾と、行宣政院が廃止されたとされる翌年にまだ存続していたとする記事もあるので、今回は採用しない。

五、十六処広教総管府の設置（天曆元年、元統二年）……文宗

天曆元年（致和元年・二三二八）七月十日庚午、晋宗泰定帝が崩御し、以後六年間、後継をめぐる政争もあり天順帝・明宗・文宗・寧宗・順帝と五人の皇帝が交替するが、その間、文宗の天曆元年、つまり脱歓が死去した年に行宣政院が廃止され、これに替わって十六処²⁹⁾の広教総管府が設立されたという（『仏祖歴代通載』卷三・132a、「仏祖統紀」卷四八・480c）。前節の終わりに引用した『元史』卷三二七二頁の資料にあつた通り天曆元年十一月二十六日甲申に行宣政院が廃止されたとするならば、広教総管府はその同じ年のそれ以降の年末に設置されたこととなる。この十六処広教総管府の設置について『元史』卷三五（七七六頁）は三年後の至順二年二月三日戊申のこととするが、今のところ何れが正しいか決め手は存在しない。³⁰⁾ 天曆元年以降、行宣政院の存在に関して言及した資料がないから、天曆元年説が正しいとも考えられるが、同時に至順二年以前に広教総管府が存在した事実を示す資料もないのである。宋濂の文章に「天曆初、朝廷新設広教都総管府」³¹⁾（『護法錄』卷一下・仏心慈濟妙辨大師別峰同公塔銘・59c）という記述がある一方、同じ宋濂の文章に「至順三年」壬申、広教都総管府新立」³²⁾（『護法錄』卷三・元故玉林神師桐江大公行業碑銘・82c）という記述もあることから考えると、明

初には既に記録の混乱がかなりあったのであろう。「新元史」卷二二が泰定三年の行宣政院廢止と同様に広教総管府設置の記述を採用していないのも一つの見識だと言える。

何れにしろ文宗の時に広教総管府が設立された事実は間違いない。そしてその総管府内には官吏として達魯花赤（長官）・総管・同知府事・判官各一員が置かれ、総管には僧侶が任命されたという（元史卷三五・七七六頁）。その広教総管府が住持任命に関わったことを示す資料としては次の様なものがある。

(41) 至順三年、広教府聘「玉溪思琅」主教之雙林。（増集統伝燈録）卷四・2142・416a、c「統燈存稿」卷五・2145・60c

(42) 元統元年、広教都總管府請「雪窓悟光」開元寺。辞弗就、郡守士民強起之。属天旱、太守道章公請師說法、即雨至。（阿育王山志）卷八下・有元阿育王山弘利禪寺住持兼住天童景德寺仏日門明普濟禪師光公塔銘・45c

(43) 元統甲戌（二年）、瀨西江東道広教総管府具疏、請「一源永寧」主常之天寧万寿。（護法録）卷二上・仏心了悟本覺妙明眞淨

大禪師寧公碑銘・155、c「統燈存稿」卷六・753b

(41)の玉溪思琅（？）（二三三七）は大慧宗杲五伝の孫で、偃溪広聞の孫弟子に当たる。また(42)の雪窓悟光（二二九二〜三三五七）は松源派東嶼徳海の法嗣、(43)の一源永寧（二二九二〜三三六九）は圓悟克勤と五祖法演下の兄弟である開福道寧七伝の法孫である。

宋濂は広教総管府について「選選名山主僧、一帰至公」（護法録）卷二下・109c」と言い、官刹の住持任命において平等な選定がなされたかと評するが、恐らく文宗が広教総管府を設置したねらいはここにあったと思われ、ある程度の役割は果たしたものであろう。

文宗は天暦元年九月十三日壬申二十五歳で即位し、途中、明宗に一旦讓位するものの、モンゴルの奥地に在った明宗には実質的な権限はなかった。そのため、同年より至順三年八月十二日己酉の崩御に至るまで丸四年ほどの間、文宗が一貫して皇帝権力を掌握することになる。

その間、文宗は広教総管府の設置以外にも仏教に関する経営を数多く行っている。その中心となるのは大都の大承天護聖寺、集慶（南京）の大龍翔集慶寺・大崇禱万壽寺という三カ寺の建立と、集慶の太平興國寺の再建であり、大伽藍建築のため巨費を投じることになる。⁽²⁸⁾ その寺院への住持の任命は文宗の命で全て行われている。

(44) 天曆元年、出詔書、布徳於天下、即命廷臣、……賜〔曇芳〕守忠為仏海普印曇芳禪師、住持大崇禱万壽寺、兼領茲〔太平興國禪〕寺。（道園字古録）卷一四・集慶路重建太平興國禪寺碑・12b~12a

(45) 天曆二年己巳、〔大〕龍翔〔集慶寺〕新靱、文宗命〔弘智〕〔笑隱大訶〕為開山住持。（護法録）卷一上・天界普世禪寺第四代覺原禪師遺衣塔銘・7b~8a

(46) 〔至順〕三年、〔大承天護聖〕寺大成。於是召五臺山万聖寺釈師恵印、特賜榮祿大夫司徒、主教於寺。（道園字古録）卷二五・大承天護聖寺碑・5a

崇禱万壽・太平興國を兼任した曇芳と大龍翔集慶の笑隱は⁽²⁵⁾⁽³⁰⁾に既出。⁽⁴⁶⁾の大承天護聖の恵印は教学の僧侶であるが、宗派・生卒年等は未詳である。その他、文宗が住持任命に直接関与したとされるものに、笑隱大訶退山後、中天竺の住持となった一溪自如（生卒年未詳）の選任がある。

(47) 天曆初、中天竺笑隱奉詔開山大龍翔寺。因舉代中竺者三人。御筆点師（一溪自如）名。宣政院具疏敦請。（増集統伝燈録）卷四・2142・415b、c【統燈存稿】卷五・53c

一溪自如は大慧派雲峰妙高の法嗣である。

これらの寺の中、天曆二年に笑隱大訶が住持として入った大龍翔集慶寺は以後、五山の上に位置する寺として明初に至るまで江南仏教の頂点に在った寺であり、恐らく住職となった笑隱自身は脱歓の時代から引き続き住持選任に強い影響力を持っていたことと思われる。

文宗が笑隱を始めとする禪門の高僧に対して深い敬慕の念を抱いていたであろうことは、天曆二年の中峰明本に対

する追諡や〔増集統伝燈録〕卷六・48a、〔仏祖統紀〕卷四八・26c)、至順元年の笑隱大訖ならびに曇芳守忠の京師への召聘と賜坐說法(金華黃先生文集〕卷四二・龍翔集慶寺笑隱禪師塔銘・26)、至順二年の斷崖了義に対する遣使宣問(道園學古錄〕卷四九・斷崖和尚塔銘・26)等を見ても明らかであり、その繋がりでは禪門の住持任命に対しても大きな関心を懐いていたものであろう。

六、三度目の行宣政院設置(元統二年〜至正二十七年)……高納麟・朶兒只・達識帖穆爾

至順三年八月十二日己酉に文宗が二十九歳で崩御し、明宗の第二子であった七歳の寧宗が十月四日庚子に即位する。しかし、僅か二ヶ月足らず後の十一月二十六日壬辰に没し、その後を継いで翌元統元年六月八日己巳、明宗の第一子であった十四歳の順帝が即位する。順帝はこれ以後、滅亡に至るまでの三十六年間、元朝最後の皇帝をつとめるが、政情が不安定になる中、仏教興隆に尽力した文宗の時代とは一転して、私創寺院の禁止や度牒の有料化(元史〕卷三八・八三五頁)、仏教行事の削減(同前・八二二頁)など、仏教政策も引き締めの様相となっていく。

その改革の一貫として、順帝即位の翌年の元統二年正月二十五日甲寅、十六処の広教総管府が廃止され、行宣政院が杭州に三度目の設置をされることになる(元史〕卷三八・八二〇頁)。「元史」の同年十一月七日辛卯条に拠れば、「賜行宣政院廢寺錢一千錠以營公廨」(卷三八・八三五頁、元史〕卷三には無し)とあり、その運営費として廢寺のお金が充てられた事実が知られる。

また、三度設置された行宣政院の中で、その組織内容が正史の中で明確に分かっているのはこの時のものだけである。

(48)元統二年正月、革罷広教総管府一十六処、置行宣政院于杭州。除院使二員、同知二員、副使二員、同僉二員、院判各一員、首領官、經歷二員、都事・知事・照磨各一員、令史八人、訳史一人、宣使八人。(元史〕卷九二・百官志

この中で長官である院使に二人が任命されていた事実が知られるが、その一人は江浙行省の丞相が充てられていたことが、次に引く平山妣林(二七九、二六〇)の「塔銘」によって知られる。

(49)元時浙江行省所治、必命丞相鎮之。且兼領行宣政院事。前後以丞相領院事者、如別怯里下花・孕兒只・亦登真班、悉皆札敬、為師(平山妣林)外護。而達識帖睦爾敬札尤篤。(淨慈寺志 卷二・徐一撰慧性權攝師平山林和尚塔銘・10b)

平山は破庵派及庵宗信の法嗣で、石屋清珙(二七二、三五〇)の兄弟弟子、中峰明本とは法徒兄弟になる。文中、江浙行省の丞相として挙げられた人物は、誤字が目立つものの、別怯里下花は別兒怯不花(Bake Baga? 一三五〇、別里怯不花を、孕兒只は朵兒只(Dorji 二三〇四、二三五五)を、亦登真班は亦憐真班(Brimin Bal? 一三五四)を、達識帖睦爾は達識帖睦邇(As Temur? 一三六四)を指し、それぞれが行省丞相の地位にあったのは、別兒怯不花が至正二年(一三四二)から四年(一三四四)まで(元史)卷一四〇・三三六頁、「新元史」行省宰相年表・389-390)、朵兒只が至正四年から七年まで(元史)卷一二九・三三五頁、「新元史」卷三二・行省宰相年表・389-390)、亦憐真班が至正十一年(一三五二)から翌十二年まで(元史)卷一四五・三四四頁、「新元史」行省宰相年表・390-391)、達識帖睦邇が至正十五年(一三五五)から至正二十四年(一三六四)までであり(元史)卷一四〇・三三五頁、「新元史」行省宰相年表・391-392)、行省丞相の位が空位だった時期を除き、至正二年以降、元末に至る歴代四人の丞相名が並んでいることになる。但し、後に改めて紹介する朵兒只と達識帖睦邇を除く二人は、僧侶の任命にその名前が出てくることは無い。以下、長期にわたる順帝期について五つの時期に区切って、実質的に住持任命に関わった人物について見てみよう。

(ア)元統二年(一三三四)～至正元年(一三四一)

この七年間、住持任命に際して行宣政院使として諸資料に名前が挙げられている人物は存在しない。至正初年に院

使として岳石木(Goshiki)、また約蘇穆師とも表記 なる人物がいたことが知られるが、彼の名前が仏教との関わりで出てくることはない。但し、江南の行宣政院そのものが住持任命を行っていたことを示す記事はいくつか見える。⁽⁵²⁾

(50)〔重紀〕至元四年、行宣政院、采諸人望、以主列刹。而師(即東溟慧日)獲住薦福。〔護法錄〕卷二下・上天竺慈光妙應普濟大師東溟日公碑銘・11b、c〔統仏祖統紀〕卷下・2131・365c、〔杭州上天竺禪寺志〕卷四・6a)

(51)重紀至元之五年、江南行宣政院、選〔天岸弘濟〕主会稽之円通。……寺為中興。〔護法錄〕卷三・普福法師天岸濟公塔銘・16b)

(52)〔裕之智寛(號雲海)〕於後至元五年、以行宣政院檄、由吳江聖寿來、主嘉禾三塔景德寺席、構一軒、顔曰愛松。所著『雲海倡和詩』。〔元詩選癸集〕王上・27b~28a)

(53)重紀至元中、行宣政院遷王嘉禾之東塔、公(即雲大同)不赴。時宰臣領院事、乃改宝林。……至第二疏始投袂而起。〔護法錄〕卷二下・仏心慈濟妙辨大師別峰同公塔銘・16b~17a)

(54)至正(元年)辛巳、行宣政院、遷〔桐江紹大〕主金華山智者広福禪寺。〔護法錄〕卷三・元故宝林禪師桐江大公行業碑銘・15c) 这其中、(50)東溟慧日(二二九一~一三七九)と(51)天岸弘濟(一二七一~一三五〇)は天台宗の僧で、東溟は仏光照の孫弟子、天岸は湛堂性澄の弟子である。(52)の裕之智寛は松源派東嶽徳海(一二五六~一三三七)の法嗣。(53)の一雲大同(二二九〇~一三七〇)は別峰と号した華嚴宗の僧。(54)の桐江紹大(二二八六~一三五九)は破庵派虚谷希陵の法嗣で中峰明本と法從兄弟である。禅宗と教宗の僧が入り混じった形となっている。

この時期に一つ忘れてならないのは、大龍翔集慶寺にいた笑隠大訥の動きであろう。元統三年(二三三三)七月、東陽徳輝が重輯し、笑隠が校正した『勅修百丈清規』が出され(勅修百丈清規附録・歐陽玄叙・148・1159a)、同じ年に笑隠は特詔によつて「釈教宗主兼領五山寺」の号を加えられており(金華黄先生文集)卷四二・龍翔集慶寺笑隠禪師塔銘・1a、2121・126b)、引き続き江南仏教界に大きな影響力を持ち続けていたと思われる。

至正二年、江浙行省平章政事であった高納麟(二八一〜三五九)が行宣政院使に除せられる。納麟は西夏国河西金の甘肅省玉門付近の出身で、祖父の高智耀(生卒年未詳)は西夏に仕えていたが、西夏滅亡後、世祖の信任を得て翰林学士を拝し(元史)卷二五・三〇七三頁)、父の高睿(二四九〜三三四)は成宗・武宗・仁宗の三代に仕え、官は江南行臺侍御史から御史中丞となり淮東道肅政廉訪使に至った人物である(同前・三〇七四頁)。納麟の伝は『元史』卷一四二(三四〇六〜八頁)に見えるが、彼は歴官の後、重紀至元元年(三三五)に江南行江浙行省右丞となり(新元史)卷三一・行省宰相年表(五七)、六三年には河南行省平章政事に遷っている(同前・五七)。よって江南との繋がりには都合七年間あったことになる。

高納麟が院使の職に在った期間は足かけ二年に過ぎないが、その間に仏教行政に関わる大きな改革を行っている。それは崇教所の設置であった。

(55) 至正二年、〔納麟〕除行宣政院使。上天竺著旧僧彌戒・径山著旧僧惠洲、恣縱犯法、納麟皆坐以重罪。請行宣政院設崇教所、續行省理問官、秩四品、以治僧獄訟。徒之。(元史)卷二四二(三四〇七頁)

教寺である上天竺と禪寺である径山で起こった犯罪をきっかけとして、納麟の発案で行宣政院の中に僧侶の獄訟を取り扱う専門機関として設けられたのが崇教所であった。至大四年(三三二)に僧人の訴訟が有司に委ねられる様になってから、実に三十年ぶりの専門官の設置であった。資料(7)に拠れば、至元二十八年に設置された最初の行宣政院は僧侶の訴訟を管轄していたとされているが、ここで崇教所が設置されたということによって、二度目、三度目の行宣政院にはもともと獄訟の職分が備わっていなかったことが知られる。

この様な機関の設置は、納麟が江南仏教の改革に積極的な関心を持っていたことを示すものであろうが、更に彼の

改革の予先は住持の選任に向けられる。

(56) 至正二年、行宣政院使納麟公欲尽革僧寺宿敝、首拳師(一雪窓樞忠)阿育王山広利禪寺。先是諸僧構訟、産業淪没、過者半至餽鬻不繼。師力除其蠹。旬月之間、山川草木、為之改觀、墾田既復、倉廩日積。(阿育王山志)卷八下・有

元阿育王山広利禪寺住持兼住天童景德寺山日円明普濟禪師光公塔銘(中略)

(57) 〔至正〕三年、高(三)公納麟由樞密使、出為行宣政院使、以拯教門為己任。凡選住持、必推有德望者、諸妄庸不得倖進。淨慈禪寺、杭之大方也。……公素知師(一平山勉林)有道行、以謂、淨慈住持、非林公不可。拋貌揮塵。住

後学徒雲集、動至万指。(淨慈寺志)卷二・普慧性悟禪師平山林和尚塔銘・88(下)

つまり「僧寺の宿敝を革め」(あらた)「教門を拯(すく)う」ための住持任命であった。雪窓は(42)に、平山は(49)にそれぞれ既出している。

この他、院使在任中の二年間に納麟が行宣政院主導で行った住持任命が数多くある。納麟の名前が見える資料としては次の三つがある。

(58) 歷三暑寒(一)至元六年、下竺靈山教寺災。至正元年、宣政使高公納麟謂、「非師(一)刺溟(二)無以膺起廢之任」。移

師泣之。師至修普賢大士殿。(護法錄)卷二下・上天竺慈光妙応普濟大師東溟日公碑銘・11b、c〔統仁祖統紀〕卷下・2131・365c、〔杭

州上天竺禪寺志(卷四)・63)

(59) 〔至正〕二年四月、江浙行省左丞相則怯兒普化公(一)別居(二)不(三)花。行宣政院使納麟高公、差宣使持省院疏文、起

〔曇芳方守忠〕禪師住徑山。(曇芳方守忠禪師語錄)卷下附錄・塔銘・2123・177b)

(60) 至正二年壬午、浙省平章高公納麟、兼領行宣政院、移〔絶宗善繼〕住天竺薦福教寺。(護法錄)卷三・故文明海慧

法師塔銘・12a)

先の雪窓の育王住持も含め、何れも禪・教の大刹の人事である。この中、東溟と曇芳は(50)(25)に前出しているが、(60)の絶宗善繼(二二八六、二三五七)は天台宗の僧で、湛堂性澄の弟子であり、(51)の天岸弘濟と兄弟弟子に当たる。また、(59)

の中に、誤字はあるものの当時院使を兼任していたはずの行省丞相である別児怯不花の名前が見えるが、これ以外、他の住持任命の資料には彼の名前は全く見えないから、実質的な院使の仕事は納麟一人が行っていたものであろう。丞相の院使は単なる当て職であったことが窺われる。

その他、納麟の名前が冠されていない行宣政院によるこの時期の住持任命としては、次の七つが知られる。

(61) [至正] 二年七月〔十一日〕……行宣政院又檄請〔独峰□高〕主海塩之天寧寺。(蒲室集) 卷二四・費即土寺記後・7a)

(62) 至正〔二年〕壬午十月十日、〔以中智及〕承〔江南〕行宣政院疏請入〔慶元路昌国隆教禪〕寺。(愚菴和尚語録) 卷一・

初住慶元路隆教禪寺語録・2124・152a、v【護法録】卷二下・明辯正宗公禪師徑山和尚及公塔銘・35a)

(63) 至正〔二年〕壬午、江南行宣政院命師(一)源永寧)主大華藏寺。師拳龍門膺代之。(護法録) 卷一上・仏心了悟本覺妙明真

淨大師師寧公碑銘・16a)

(64) 至正〔二年〕壬午、行宣政院檄〔用貞輔良〕大師、出世嘉興資聖寺。……大師年始二十有六。(護法録) 卷一上・杭州

靈隱寺故輔良大師石塔碑銘・299、30a)

(65) 至正二年、行宣政院選師(一)用朝廷俊)住蘇之白馬。(增集續伝燈録) 卷五・2142・430a)

(66) 至正〔二年〕壬午、行宣政院命〔実庵松隱小茂〕長明之瑞雲山清涼寺。……住清涼一十五年。(護法録) 卷三・仏光普

照大師塔銘・36a)

(61)の独峰□高は海塩天寧寺に入つて僅か二ヶ月余で遷化したことが知られるが(蒲室集) 卷二五・祭高独峰文・188)、それ以外、法系等については未詳である。(62)の以中智及身愚庵・1311、1378は大慧派元叟行端の法嗣で、後に淨慈・徑山と陞住した禅僧である。(63)の1源は(43)に既出。龍門膺は未詳。(64)の用貞輔良(号介庵・1337、1372)及び(65)の用章廷俊(号懶庵・1299、1368)は、共に大慧派笑隱大訖の法嗣で、用貞は天童・中天竺・靈隱に、用章は中天竺・淨慈に歴住することになるが、その準備段階での住持である。(66)の松隱小茂は松源派古林清茂(1280、1364)の法嗣

である。

(ウ) 至正四年(二三四四)～至正七年(二三四七)…… 朵兒只・高納麟

高納麟は至正三年、河南行省平章政事へと遷り(『新元史』卷三二・行省宰相年表・88)、院使の職を辞する。そして、納麟が去つた翌至正四年、河南行省左丞相であつた朵兒只が江浙行省左丞相として赴任することになる(『元史』卷三九・三三四頁、『新元史』卷三二・行省宰相年表・92a)。

朵兒只(Dorji・二三〇四～三三五五)は、太祖に仕えて国王に封じられた木華黎(Mugartî・一一七〇～一二三三)の六世の孫に当たる。その伝は『元史』卷三二九(三三五頁)などに見えるが、名門の出身でもあり、彼自身、天曆二年(三三二九)に国王位を襲い、後に中書右丞相にまで上り詰めている。彼は江浙行省左丞相であつた至正四年から七年にかけて、当て職として当然、行宣政院使の任に当たつていたと思われるが、実際に院使として活動をしていたことを示す資料は皆無に近く、僅かに次の資料が一つ存するだけである。

(67) 至正五年、浙江丞相朵兒只國王、領行宣政院事、特移師(『古鼎祖銘』住杭之中天竺。(『徑山志』卷六・危素撰古鼎銘禪師塔銘・109)

誤字があるが、この頃、朵兒只が住持任命に関わつていた事実は間違いない。古鼎祖銘(二八〇～三三八)は大慧派元叟行端の法嗣であり、二年後の至正七年、徑山に陞住し(『徑山志』卷六・危素撰古鼎銘禪師塔銘・109、『統燈存稿』卷五・89)、その後、徑山が戦禍に巻き込まれるまでの十年間、その住持として活躍した僧侶である(同前・塔銘・11a)。

この時期の行宣政院が行つた住持任命としては、この他に次の二つがある。

(68) 至正六年冬、江南行宣政院亦録師(『傑峰世恩』之行業、請広徳石溪興龍禪寺。(『護法録』卷二上・仏智弘辨禪師傑峰恩公石

(69) 至正七年、〔無相□觀師(號鑑空)〕承行院割、至本寺(≡惠安禪寺)法席、嗣于本寺隱岩靜顯師云。(東維子文集)卷二〇・

惠安禪寺重興記・8a)

傑峰世愚(一三〇一―一三七〇)は臨濟宗圓悟克勤下、此庵景元六伝の法孫であり、無相□觀は法系未詳であるが、元統元年(二三三三)、皇太后より金欄を下賜されている(同前)。

この期間に起こった大きな事件としては、大龍翔集慶寺の住持交替があり、これにも朶兒只が当然関係している。至正四年五月一日、笑隱大訶は後を径山の曇芳守忠に託す書簡を作つて広智庵に退居し(笑隱禪師語録)卷四附録・虞集撰行道記・2121・128b)、同月二十四日に遷化する(同前、「金華黃先生文集」卷四一・笑隱禪師塔銘・2)。そして翌至正五年正月二十九日、曇芳は大龍翔に入院することになるが(曇芳禪師語録)卷下・大龍翔集慶寺語録・2123・168a)、その際の記事に次の様にある。

(70) 〔至正〕五年乙酉春、行臺奏旨、移師(≡曇芳守忠)住龍翔。江浙丞相朶而只公、親為敦請、即日乘伝、至金陵。
〔曇芳守忠禪師語録〕卷下附録・行業記・2123・175b)

ただ、この時の住持任命は「今上皇帝特旨」(同前卷下附録・塔銘・177b)に拠るものであり、行臺行御史憲主導で行われており、行省丞相の朶兒只は単なる取り次ぎ役であった。更にこの行臺の関与は翌年、曇芳が大龍翔に再住する際にも見られる。曇芳は大龍翔に住持した翌至正六年三月一日、七十二歳という高齢もあり、退院して朝命を待つが、七月十三日に大龍翔は火災に遭つて焼失し、同月十五日、再住することになる(曇芳禪師語録)卷下・大龍翔集慶寺語録・2123・169c)。曇芳の「塔銘」(行業記)に言ふ、

(71) 〔至正〕六年二月、〔曇芳守忠〕禪師退居広慈庵。……七月、〔大龍翔集慶〕寺菴。南臺大夫納璘率僚属、詣広慈庵、謂師曰、「国朝江南建寺、惟此一寺為盛。今遇留變。非有道行願力者、孰能興復之。禪師惻然、念先皇厚恩、即起主寺事、首傾衣鉢、市木鳩工、重為興造。〔曇芳守忠禪師語録〕卷下附録・塔銘・2123・177b)

(72) 明年(至正六年)、〔曇芳守忠〕告老于朝、居広慈菴、俟命。七月、寺火。時高公爲行臺大夫。勉師曰、「此先皇潜邸、江南寺茲第一、今燬。非師孰能復」。師曰、「吾責其可□(逃?)」。乃大市材鳩工、衆宇一時皆作。不二期而落成。〔曇芳守忠禪師語錄〕卷下附録・行業記・2123・175b-c)

ここに登場している納麟は先に河南行省平章政事に選っていた高納麟であり、彼は河南に転任した翌年の至正四年に中書平章政事となって京師へ上り(元史)卷二一三・二八四七頁、卷二四一・三四〇七頁、一旦、江南に行臺大夫として戻った後、至正七年七月十七日丁巳に江南行臺御史大夫から御史大夫となって帰京している(同前・卷四一・八七八頁)。彼が江南に戻った時期について『元史』等の史書には記載が無いが、上記資料に拠れば至正六年には少なくとも江南行臺の職に在ったことになる。更に至正四年に納麟が江南の住持任命に関わった記事として、

(73)〔至正〕四年、高公〔納麟〕又〔令東溟慧日〕遷住上天竺。(護法録)卷二下・上天竺慈光妙応普濟大師東溟日公碑銘・12a、c1
〔続仏祖統記〕卷下・2131・363c、〔杭州上天竺禪寺志〕卷四・6b)

という一文がある。至正四年から六年にかけて納麟が江南行臺の職に在ったか否かは別にして、少なくとも住持任命に大きな影響力を持ち続けていたことは間違いない。

ちなみに大龍翔集慶寺の重建は至正七年に完成するものの、曇芳は翌至正八年十月二十八日、新装成った龍翔の方丈で示寂する(曇芳禪師語錄)卷下附録・塔銘・2123・176c)。文宗期建康(南京)における仏教興隆の中心人物であった笑隱と曇芳が遷化することにより、江南仏教は一つの時代を終えることになるのである。

(エ) 至正八年(一三四八)〜至正十四年(一三五四)

至正七年、朶兒只が御史大夫となって京師へ召還されてから、至正十五年に達識帖木邇が江浙行省左丞相となるま

での七年間、『新元史』卷三二「行省宰相年表」(Shang-shih)の「丞相」の欄はほとんど空欄となっている。僅かに亦憐真班の名前が至正十一年と十二年に見えるが、彼が院使として実際に住持任命に当たったことを示す記名の資料は残されていない。とはいえ杭州の行宣政院が機能をしていた事実は、いくつかの資料の記述からも窺える。

(74) 明年(至正八年)、行宣政院選〔無旨可授〕主龍華。(護法錄)卷二下・淨慈禪寺第七十六代住持無旨禪師授公碑銘・21a)

(75) 至正(十一年)辛卯、(木菴司聰)來太白蒙堂、閉一室、禪誦日有常規。久之行宣政院徵師、出世里之洪祐。遷國清。(増集統伝燈録)卷六・21a2・41a)

(76) 至正十三年、江南行宣政院命〔原璞土璋〕主州之棲真教寺。棲真、与南天竺演福鄰、古稱教海。而大用才公・

絶宗繼公・三大長老皆在焉。(護法錄)卷二上・杭州集慶教寺原璞法師瑛公冢碑銘 10a, 11, 『杭州上天竺講寺志』卷五・4b)

(77) 至正十三年、行院請〔正宗法匡〕住天童。(増集統伝燈録)卷六・21a2・4a2b)

(74)の無旨可授(二三〇七、一三七五)は松源派虎巖淨伏の法孫で月江正印や明極楚俊の法姪に当たり、洪武六年に淨慈に勅住している(淨慈寺志)卷二七・9a)。(75)の木菴司聰(二三二二、一三八二)は松源派横川如珙の法孫で竺三元妙道の法嗣であり、洪武二年に天童に陞住し(増集統伝燈録)卷六・41a)、同五年に鍾山の無遮大会に預かり賜座説法した禅僧である。但しこの資料は文中に「久之」とある様に至正十一年より以降の行院の活動を示したものであり、至正十四年以前のことと今のところ断定できない。(76)の原璞土璋(三三三三、一三六八)は天台の教僧で、湛堂性澄の孫弟子、我庵本無の弟子に当たり、後に杭州の顯慈集慶教寺に移っている。明初、勅命で日本への使僧となつた無逸克勤の師である(護法錄)卷二上・8c)。(77)の正宗法匡(生卒年未詳)は松源派虚舟普度の法孫で、竺西妙坦の法嗣である。ただ、『天童寺志』卷三「先覺考」には元代の住持として彼の名前は載せられていない。

また、至正八年の曇芳の遷化を受けて、至正九年に孚山懷信が天童より陞住するが、その際の記事に次の様になる。

(78)〔至正九年〕己丑冬十月、江表大龍翔集慶寺虛席。行御史臺疏迎師（中懷信）主之。〔護法錄〕卷一上・大天界寺住持孚中禪師信公塔銘・3a、「普陀列祖錄」877c、「淨慈寺志」卷九・12a)

ここでも行御史臺の名前が見えている。先の高納麟が関係した可能性もあるが、ちなみに至正七年に御史大夫となつて京師に在つた納麟は、至正八年に弾劾を受けて罷免され、至正十二年に南臺御史大夫として復帰するまで姑蘇江蘇省蘇州府吳縣に退居していたとされる（元史）卷一四二・三四〇七頁。よつて直接の関係はなかつたであらう。ただ、この(78)と(79)の曇芳の資料と併せ考えて分かることは、大龍翔集慶寺に限つては特例として行宣政院の管轄ではなく、恐らくは行御史臺が住持任命権を握つていたということであらう。尚、孚中懷信(40)に既世は(77)の正宗法匡と法兄弟であるが、彼はこの後、集慶南京が明軍によつて落城する至正十七年まで大龍翔に住持し、同年八月に示寂している〔護法錄〕卷一上・大天界寺住持孚中禪師信公塔銘・3a)。

ところでこの時期を境にして、元朝は大きく滅亡へ向かつて傾斜をし始める。至正八年から十年にかけては内紛が続く中、まだ元朝にも僅かに余裕が見られ、順帝は常州の禹門興化庵に庵居していた（源永寧）(43)に既世及び五臺山靈鷲庵に在つた壁峰宝金（三〇八）(三七二)源の法煙を燕都に召して説法させ、金欄法衣や禪師号を下賜しているが〔護法錄〕卷一上・壁峰金公設利塔碑銘・897c、卷一上・一源寧公碑銘・897c、これ以後、順帝の僧侶に対する召喚の記事は皆無となる。³⁶⁾

江南では至正八年に乱を起こした台州（浙江省臨海縣）の方国珍（？）(三七四)が（元史）卷四一・八八三頁、同十年十二月に温州（浙江省永嘉縣）を攻め（同前）八八九頁、十一年六月に江浙左丞の李羅帖木兒（Bonu Temur）・生卒年未詳を破つて（八九一頁）、翌月、大司農であつた達識帖睦邇らが懷柔策を行うことになる（八九一頁）。少し北の河南でも至正十一年五月、劉福通（？）(三六三)が叛乱を起こし、潁州（河南省長葛縣）を陥れる（元史）卷四二・八九一頁。世に言う紅巾の乱である。更に江南では至正十三年に張士誠（二三二）(三六七)が叛乱を起こして、高郵（江蘇省揚州府）を陥落させ、大周という国号を宣し、

自ら誠王と名乗り、元号を天祐と定めることになる(元史卷四三・九〇九頁)。この様な混乱の中、江浙行省に丞相として赴任し、院使として住持任命に活躍した最後の人物が達識帖睦邇である。

(オ) 至正十五年(一三五五)～至正二十四年(一三六四)……達識帖睦邇

達識帖睦邇(Jas Temür, ?～一三六四)は、仁宗期に江浙行省左丞相の任に在った康里脱脱の次子で字を九成という。その名は達識帖木兒など様々に文字表記され、その他、康里公とも呼ばれた人物である。その伝は『元史』卷一四〇(三三七五～三八頁)に見えるが、治書侍御史・枢密院同知・中書右丞・翰林承旨・大司農を歴任し、至正七年の江浙行省平章政事を皮切りに湖広行省・河南行省・淮南行省の平章政事を勤め、至正十五年八月に江浙行省左丞相兼知行枢密院事となり(元史卷二二二・二八五頁)、以後、江南方面の全権を託されて死去する直前までその任に在った。

左丞相赴任前年の至正十四年、淮南行省平章政事の職に在った時、張士誠を討伐しようとして潰滅的な敗北を喫した経験を持ち(元史卷四三・九一五頁)、着任以降も張士誠との戦いや、方国珍の対応に苦慮する。更には着任した年に挙兵した明の太祖朱元璋(一三二八～一三九八)もその年の六月に太平路(安徽省当塗縣)を奪っており、明軍の脅威もじりじりと迫ってきていた(同前・卷四四・九三五頁)。至正十六年七月には杭州が張士誠の軍によって一時占領され(同前・卷四四・九三三頁)、集慶路(南京)も明軍に破られて、明の太祖は呉国公を称して、集慶路に江南行中書省を置くことになる(明史卷一・五〇六頁)。至正十七年に入ると、明軍は三月に常州路、四月に寧國路、七月に徽州路、八月に揚州路を取るなど、年を追うごとに勢力を拡大し、元朝の権力が及ぶ範囲はどんどん狭められていく。

この様な緊迫した事態の中であるにも関わらず、至正十六年から十八年にかけて達識帖睦邇が行宣政院使として住持任命を行ったとされる資料が見える。

(79)〔至正〕十六年、師（刺濕闍）退隱于会稽山水間。……江浙行省丞相達識帖穆爾公方領宣政院事。遣使者以物色訪之、力請還山、帥僚屬香華以迎。師知其誠、復再正（上天竺）法席。前後所住凡二十五年。（護法錄）卷一下・上天竺慈光妙応普濟大師東溟日公碑銘・126、〔統祖統紀〕卷下・2131・363c、〔杭州上天竺禪寺志〕卷四・69）

(80)〔至正〕十七年、杭再受兵。師（古鼎祖鑑）退而庵居。又数月、苗糧焚掠径山。丞相達識鉄木邇公、延師至都之雲居庵。暇則詣師、諮叩宗門玄旨、請礼弥篤。……周貞良公特主中竺。謂、嘗闡化是山。請帰了幻庵。（径山志）卷六・危素撰古鼎銘禪師塔銘・11a）

(81)居三年（至正十七年）、径山以兵燬、丞相達失公、起師（竺遠正源）主之。扠枷香磔、經營仏殿龍王堂。未就緒而疾作。（増集統伝燈録）卷六・2142・499a）

(82)至正〔十八年〕戊戌七月二十日、〔以中智及〕承行宣政院領院官太尉丞相達識帖穆爾、差宣使九曜奴、馳馭於蘇州受業海雲院、敦請入寺（杭州路淨慈報恩禪寺）。（愚菴和尚語録）卷三・杭州路淨慈報恩禪寺語録・2124・158a、c、〔護法録〕卷一下・明辯正宗広慧禪師径山和尚及公塔銘・35a）

(79)の東溟は(50)(58)(73)に既出。(80)の径山から雲居庵へ移った古鼎は(67)に既出で、至正七年に中天竺より径山に陞住していた（径山志）卷六・危素撰古鼎銘禪師塔銘・109、〔統燈存稿〕卷五・98c）。(81)の竺遠正源（二九〇、一三六）は破庵派虚谷希陵の法嗣であり、兵火にかかった径山への入寺は、古鼎の後任と思われ、形式的には靈隠からの陞住である（増集統伝燈録）卷六・2142・499a）。(82)の**中**は(62)に既出。

その他、同じ至正十六年から十八年の時期に行われた行宣政院による住持任命には次の二つがある。³⁸⁾

(83)〔天鏡元壽〕名聞行宣政院、元至正十六年、請師出世会稽長慶寺。陞天衣万寿禪寺。（護法録）卷一下・故靈隠住持儀隠禪師淨公塔銘・36）

(84)〔至正十七年〕会天童景德寺虚席。行宣政院俾請師（蜀慈菴光）兼領寺事。師以五日分会說法、俄得疾……而逝。

至正十七年六月甲辰朔也。(阿育王山志 卷八下・危素撰有元阿育王山弘利禪寺住持兼住天童景德寺住持明普濟禪師光公塔銘・81c)
天鏡元靜(三二二・三三七八)は大慧派元叟行端の法嗣で、後に靈隱に陞住した禪僧である。雪窓は(42)(56)に既出。阿育王から天童へ五山内での陞住であるが、入寺後まもなく示寂している。

尚、この間、明の勢力下となっていた集慶路の大龍翔集慶寺では、孚中懐信の遷化の後、朱元璋によってその名を大天界寺と改められ、後住として覺原慧曇が勅住している。

(85)〔至正十七年〕丁酉、〔明太祖〕賜改龍翔為大天界寺、詔師(≡覺原慧曇)主之、每設広薦法会、師必升座、拳宣秘法要。車駕親帥群臣幸臨、恩数優洽。上……親御翰墨、書「天下第一禪林」六大字、懸于三門。(護法錄 卷一上・

天界普世禪寺第四代覺原禪師道衣塔銘・86・9a)

至正十九年、張士誠の弟である張士信(？)〔三三六七〕が江浙行省の平章政事に任じられ、「方面之権、悉帰張氏。達識帖睦迺徒虚名而已」(元史 卷一四〇・三三七七頁)とある通り、行省左丞相であった達識帖睦迺は、大尉となった張士誠と士信に実権を奪われてしまう。方国珍も同年十月に行省平章政事となっており、達識帖睦迺が力を發揮する場は政事にしろ軍事にしろ完全になくなり、以後、院使としての仏教関係の仕事のみとなったのであろう。彼について書き残された資料は住持任命の記事のみとなるのである。

(86)〔至正二十一年〕辛丑之夏、江浙行省左丞相康里公〔達識帖睦迺〕遣使者起師(≡了菴清欲)、將使領大伽藍。師堅臥不動。作三偈酬之、有「軒蓋林中不得來」之句。丞相知其道高、不敢強。師日坐松雲間。(了菴清欲禪師語錄 卷九・行道記・2123・393b)

(87)〔至正二十一年〕辛丑之秋〔十月十七日〕、〔達識帖睦迺〕復請〔以中智及〕住持徑山、補寂照故処。(護法錄 卷一 下・明辯正宗広慈禪師徑山和尚及公塔銘・35a・b、cf. 風菴和尚語錄 卷四・徑山聖興万壽禪寺語錄・2124・161c)

(88)〔平山処林〕主淨慈、一住十有八年、殿堂鐘鼓為之一新。丞相達識鉄陸爾請移靈隱。正謀起廢、值張吳自蘇入

杭、兵燹迭至。殿材悉燬。師謂衆曰、「吾緣尽矣」。乃還淨慈。更衣沐浴、集衆說偈而化。〔統燈存稿〕卷七、881

(89)〔至正〕二十四年、江浙行省丞相康里公、時領宣政院事。選天童內記大基〔行〕不禪師王之〔四明弘鑑禪寺〕。〔護

法錄〕卷五・四明弘鑑禪寺興修記・106)

戦乱が続く中、多くの寺院は灰燼に帰し、「自〔至正十一年〕辛卯兵燹以来、江淮南北、所謂名藍望刹、多化為煨燼之区、而狐兔之迹交道。過其下者、無不為之太息」〔護法錄〕卷四・句容聖聖禪寺興造碑銘・88」という状況の下、住持入山の記事が全体的に非常に少ない中に在つての達識帖睦邇による住持任命であつた。

南堂遺老と称した(86)の了菴清欲(二二八八―三三三三)は松源派古林清茂の法嗣で、至正五年の平江路靈巖禪寺住持を最後に至正八年以降、南堂に隱棲してゐた。(87)の以中智及は(82)に、(88)の平山処林は(49)(57)にそれぞれ既出。(88)については年次が記されていないが、平山は至正二十一年辛丑五月一日に示寂している〔淨慈寺志〕卷二・普賢性悟禪師平山林和尚塔銘・96、〔増集梵僧燈錄〕卷六・2142c・2143c。(89)の大基行丕(生卒年未詳)は松源派竺源妙道の三伝の孫で、左庵原良の法嗣である。

この他、住持任命ではないが、達識帖睦邇がこの頃、僧侶と親交を保つてゐたことを示す資料も見える。

(90)〔至正二十一年〕辛丑八月二十日、〔無用守費〕作偈一首、副以高麗淨瓶、寄別江浙行省丞相達識帖睦爾公。明日、趣作浴事、素筆書頌……擲筆而化。〔護法錄〕卷二・天龍禪師無用貴公塔銘・385―387

無用守費(二二九〇―三三六二)は千巖元長の法嗣であり、中峰明本の孫弟子に当たり、至正十年より杭州の天龍寺に住してゐた僧侶である〔五燈會元統略〕卷六・488、〔繼燈錄〕卷六・402b)。

達識帖睦邇が行つた住持任命に関する資料は、(89)が最後となる。至正二十四年八月二十四日乙卯、行省平章政事であつた張士信は達識帖睦邇を引退に追い込み、士誠の命で自ら行省左丞相の地位に就く〔元史〕卷四六・九六八頁。達識帖睦邇は士信の手で嘉興に幽閉され、日々妻妾と共に飲酒放歌に漬かつた生活を送るが、行臺御史大夫であつた普化帖木兒が毒薬を仰いで死んだ話を伝え聞いて、「大夫且死、吾不死何為」と嘆じ、毒酒を飲んで自殺したといふ〔元史

卷一四〇・三七七、八頁。至正十五年より九年間、江浙行省の丞相として、また院使として、元朝史上で最も長い期間在職した達識帖睦爾であったが、その人生は終始多難なものだったのである。

尚、達識帖睦爾と重なる時期に行宣政院史となった人物に拝住⁽¹⁹⁾、⁽²⁰⁾、⁽²¹⁾、⁽²²⁾、⁽²³⁾、⁽²⁴⁾、⁽²⁵⁾、⁽²⁶⁾、⁽²⁷⁾、⁽²⁸⁾、⁽²⁹⁾、⁽³⁰⁾、⁽³¹⁾、⁽³²⁾、⁽³³⁾、⁽³⁴⁾、⁽³⁵⁾、⁽³⁶⁾、⁽³⁷⁾、⁽³⁸⁾、⁽³⁹⁾、⁽⁴⁰⁾、⁽⁴¹⁾、⁽⁴²⁾、⁽⁴³⁾、⁽⁴⁴⁾、⁽⁴⁵⁾、⁽⁴⁶⁾、⁽⁴⁷⁾、⁽⁴⁸⁾、⁽⁴⁹⁾、⁽⁵⁰⁾、⁽⁵¹⁾、⁽⁵²⁾、⁽⁵³⁾、⁽⁵⁴⁾、⁽⁵⁵⁾、⁽⁵⁶⁾、⁽⁵⁷⁾、⁽⁵⁸⁾、⁽⁵⁹⁾、⁽⁶⁰⁾、⁽⁶¹⁾、⁽⁶²⁾、⁽⁶³⁾、⁽⁶⁴⁾、⁽⁶⁵⁾、⁽⁶⁶⁾、⁽⁶⁷⁾、⁽⁶⁸⁾、⁽⁶⁹⁾、⁽⁷⁰⁾、⁽⁷¹⁾、⁽⁷²⁾、⁽⁷³⁾、⁽⁷⁴⁾、⁽⁷⁵⁾、⁽⁷⁶⁾、⁽⁷⁷⁾、⁽⁷⁸⁾、⁽⁷⁹⁾、⁽⁸⁰⁾、⁽⁸¹⁾、⁽⁸²⁾、⁽⁸³⁾、⁽⁸⁴⁾、⁽⁸⁵⁾、⁽⁸⁶⁾、⁽⁸⁷⁾、⁽⁸⁸⁾、⁽⁸⁹⁾、⁽⁹⁰⁾、⁽⁹¹⁾、⁽⁹²⁾、⁽⁹³⁾、⁽⁹⁴⁾、⁽⁹⁵⁾、⁽⁹⁶⁾、⁽⁹⁷⁾、⁽⁹⁸⁾、⁽⁹⁹⁾、⁽¹⁰⁰⁾と廉惠山海牙⁽¹⁰¹⁾があり、達識帖睦爾以後の元朝最末期には福建で行宣政院使となった朶耳⁽¹⁰²⁾、朶耳麻⁽¹⁰³⁾、朶朶⁽¹⁰⁴⁾とも表記があるが、何れも住持任命に関わった資料は残されていない。

結び

元代江南における仏教寺院の住持任命は、様々な機関の改変によって、任命権者が移り変わるが、主に江浙行省に置かれた行宣政院によって行われてきた。行宣政院の最高官吏である院使として目立った動きをしたのは、上述の通り行宣政院第一期の張閻、第二期の脱猷、第三期の高納麟・朶児只・達識帖睦爾の都合五人である。もとより論中に紹介した以外にも数多くの院使が任命されたと思われるが、仏教資料中にその名前が残っていないということは、積極的な活動を行わなかったことを示すものであろう。

そもそも住持任命の政治的権限は院使に在ったにしても、院使に対して住持の推挙・要請を行うのは当然、住持を必要としている寺院、実質的にはその寺の法属である僧侶や大檀越であろう。たとえば松源派の竺三元妙道⁽⁴⁾と⁽²⁰⁾に既出について次の様な記事がある。

延祐〔三年〕丙辰〔三三六〕、淨慈・靈隱兩刹、争欲致之、〔竺三元妙道〕俱不就。〔統燈存稿〕卷六・2145・666、〔淨慈寺志〕

卷一〇・346)

よって、多くの場合、院使は寺院より推挙を受けた僧侶を住持として形式的に承認するだけの職務であったと思わ

れる。その様な場合、任命権者としての院使の名前が残ることは稀だったのであるまいか。その意味で、上記五人の院使は、仏教そのもの、もしくは仏教政策に興味を持ち、主体的に住持の選任に当たったものと思われるのである。

行宣政院以外に、自ら江南仏教に深く関わった仁宗・文宗、並びに楊璉真伽の三人も重要であるが、院使の五人を含めて八人の中に一人も漢人がいないというのも、元朝ならではの大きな特長であろう。

尚、今回引用した資料中に登場した僧侶は全部で五八人であるが、その内訳は臨済宗虎丘派の松源派が一六人、同じく破庵派が九人、臨済宗大慧派が一六人、その他の臨済宗が三人、法系未詳が五人、教学系の天台宗が七人、華嚴宗が一人、宗派不明が一人となっている。元代における臨済宗各派の勢力分布を法嗣の数に限定して見るならば、たとえば明初に出された『増集統伝燈録』六卷(226)に拠れば、虎丘派(元代に相当する大鑑下第二世―四世)が二四一人で、その中、松源派が一〇人、破庵派が一七人、その他一五人、また大慧派(元代に相当する大鑑下第二〇世―三世)が二三〇人となっている。資料中に引用された僧侶の数の中、大慧派と松源派の一六人ずつというのは勢力を反映しているものの、破庵派の九人という数は割合から言えば極端に少ない。中峰明本に代表されるように、破庵派の僧侶は住持を避ける傾向があったためなのであるうか。

【注】

(1) 宋濂と仏教との関わりについては、荒木見悟「思想家としての宋濂」(『明代思想研究』創文社・一九七二)、所収を参照。

(2) 同論攷の本文の終わりには、「原載(『中国史研究』一九九五年第二期)一四―四頁」という注記がある。この論文の存在については龍源寺松原信樹師より教示を得た。

(3) 楊璉真伽の事跡については野上俊静「桑奇と楊璉真伽」(『元史叙老伝の研究』朋友書店・一九七八)、所収に詳しい。

(4) 野上氏前掲論文(二四九頁)に指摘されている様に、「元史」卷九「世祖本紀」の至元十四年条には「二月……丁亥……詔以僧元吉祥・愴真加加瓦並爲江南總攝、掌釈教、除僧租賦、禁擾寺宇者」(中華書局校点本・一八八頁)とあり、楊璉真伽の名前は見えない。「仏祖統紀」卷四八(231・43a)もこれを踏襲している。

(5) 「元史」卷二二・二四の世宗本紀には次の四条が見える。

①(至元二十二年)九月……丙申、以江南總攝楊璉真伽發宋陵家所収金銀字畫修天衣寺。(元史)卷二二・二六九頁

②(至正)二十二年春正月……庚辰……毀宋郊天臺。桑哥言、「楊璉真伽云、會稽有秦寧寺、宋毀之以建寧宗等讚尼。錢塘有龍華寺、宋毀之以爲南郊。皆勝地也。宜復爲寺、以爲皇上・東宮祈禱」。時寧宗等讚尼已毀建寺。勅毀郊天臺、亦建寺焉。(元史)卷二二・二七一頁

③(至正二十三年)春正月……甲戌……以江南廢寺土田爲人占拠者、悉付總攝楊璉真伽修寺。(元史)卷二四・二八五頁

④(至正二十五年)二月……丙寅……江淮總攝楊璉真伽言以宋官室爲塔一、爲寺五、已成、詔以水陸地百五十頃養之。(元史)卷二五・三〇九頁
また、「元史類編」卷四一の楊璉真伽の条(17a・8b)には、その陵墓発掘の悪行の数々が列記されており、参考となる。

(6) 光琳の卒年について「鼓山志」卷四は「(大徳)四年十月初一日示寂」(8a)とするが、「雪峰志」卷五は「(大徳)三年示寂。寿七十三」(8a)とする。今回は「雪峰志」に拠って生卒年を算出した。

(7) 江南釈教総統の「総統」が「総攝」と通用されていた事実については野上氏前掲論文(二四九頁)に指摘がある。注(5)の資料④もその一例である。

(8) 「仏祖歴代通載」卷二の至元二十五年正月二十五日条にも「江淮釈教都総統楊璉真伽」(76・72a)とある。「都」というのは「江浙等処釈教総統」「福建等処釈教総統」(同前・78b)など江南各路に置かれていた釈教総統全体を統率する者の意であろう。

(9) 愚叟の支提寺勅住を「繼燈録」卷二(247・37a)、「五燈会元統略」卷三(238・45b)等は至元二十年のこととする。「建州弘釈録」には「至元二十年、支提寺燬于寇」(巻下・21b)とあるから、恐らく「繼燈録」等の記述はこの被災の年を勅住の年と誤ったものであろう。

(10) 次に引く様に、勅住以外に僧録による住持任命の例も見えている。僧録は至元二年一月に各州郡に設けられた官職である(元史)卷六・一〇六頁。文中の劉鑑義は未詳、泉州開元寺は福建省晉江県にある。

至元二十二年、僧録劉鑑義言于行省、奏合開元百二十院爲一禪刹(泉州開元寺。明年(二十三年)秋、僧録劉鑑義)延師(斷崖妙恩)爲(泉州開元寺)開山第一世。(繼燈録)卷四・38a)。

(11) 「至正金陵新志」卷六に「至元二十八年、於建康水西門賞心亭上、附設衙門。係脫脫大卿爲頭院使。三十年遷院杭州」(6a)とある。このことについては、既に西尾實隆「元朝の江南統治における仏教」八八頁に指摘されている(但し論文中に「卷五」とあるのは「卷六」の誤りである)。

(12) 至元二十八年から大徳三年にかけて、行宣政院と総統所の二重構造になっていた事実については、野上俊静「元の宣政院について」(元史新考)の二三三頁および同論文の註②に詳しい。

- (13) 脱脱が行宣政院使であつた事実については、『兩浙金石志』卷一四にある「至元二十九年閏六月日建」の「元脱脱夫人造像題名」に、「大元国功德主榮祿大夫行宣政院使脱脱夫人□氏……」(236)とあり、また「元典章」卷五三の「儒道僧官約会」に、「至元三十年正月初九日、奏過事内一件、脱脱、又木等行宣政院官人、每与将文書来……」(237)とあることからも知られる。
- (14) 楊謹については、『兩浙金石志』卷一四にある「至元壬辰二十九年七月仲秋吉日建」の「元楊謹造多聞天王像題名」に、「大元国大功德主資政大夫行宣政院使楊謹……」(238)とある。
- (15) 又木については鄧銳齡の論文に、「元典章」卷五三「儒道僧官約会」(注13)参照)と「廟學典札」卷四「三教約会」(四庫全書本、87-88)を典拠として紹介がある。但し、『廟學典札』は「又木」の名前表記が「蔡楚克」となっている。
- (16) 楊謹が漢人でないという事実については、鄧銳齡の論文に、「元史」卷八三「選舉志」(二〇六三頁)の「蒙古・色目、初授散官或降職事、再授職、雖不降、必俟官資合転、然後陞職」とあることを踏まえて、「署銜」資政大夫行宣政院史、資政大夫散官階正二品、与其職事即院使從二品相對、可知楊謹乃蒙古或色目人(四〇三頁)という指摘がなされている。
- (17) 光鐸は雪峰第五十代である(雪峰志 卷五)。その雪峰住持は、前住俊明の遷化を受けてのことであり、俊明・光鐸と二代続けて鼓山から雪峰へと陞住したことが知られる。
- (18) 張閻の名前の表記について、以下本文中に引用した仏教関係の資料は全て「張閻」となっているが、大徳十年、張閻が中書左丞となつた時の表記は「張閻」(元史)卷二・四六八頁)と「章閻」(同前・卷一・二八二頁、皇慶元年に江浙行省平章政事であつた時には「張鑑」(同前・卷四・五五二頁)と「章呂」(『正正四明統志』卷八、206)、延祐元年の江南田租の經理に關しての記事は「張鑑」(元史)卷二五・五六六頁、卷二六・五八四頁)と「章閻」(同前・卷九三・三三三頁、『國朝文類』卷四〇・經世大典序録・經理・6b、『玩齋集』卷一〇・11b-12a)、同年の「括田」の記事では「張鑑」(元史)卷二五・五七二頁)と「張閻」(『湛溪文稿』卷一・文貞高公神道碑銘、87-88)、同じく「蔡五九」討伐の記事では「張鑑」(元史)卷二五・五七〇頁)と「張閻」(同前・卷一八八・四三〇八頁)と、同一人物について色々な文字表記が使われている。尚、「元史人名索引」(中華書局・一九八二)も「章閻」「張閻」「張鑑」を同一人物として扱っている(二九頁)。
- (19) 至大四年の僧官廃止については、高雄義堅「元代に於ける僧尼管攝僧官並に度牒の研究」(興谷大学紀要 第一輯・仏教學論叢・平樂寺書店・一九四四)、大政正哉「元代の法制と仏教」(『東京教育大文学部紀要』八六・一九七二)に詳しい。
- (20) 「中峰広録」卷三〇「行録」の中に、「皇慶(元年)壬子……江潮省丞相、奉書訪問。……〔皇慶二年〕癸丑……丞相延師(中峰)私第、懇請住持靈隱禪寺。師固辭。中書平章又謂曰、「師之道德孚於人者博矣。宜順時緣住一刹、以恢張仏祖建立之心。無多讓也。」(74b)とある丞相・中書平章も別不花と張閻を指すと考えられよう。
- (21) 楊采虎頁の「神道碑」に次の様な記事が見えている。

(仁宗時) 中書平章政事張閻以妻病謁告帰江南 挽河渡地奪民力。公(楊采虎)以失大臣体効之、張閻罷。(道園學古録) 卷二六・御史中

同様の記載が「元史」卷二七九「楊榮児只伝」(四二五頁)にも見えているが、これが真実だとすれば、延祐二年の張閏の行省赴任は妻の病氣を口実にした蓄財のためであったと考えられる。曾て大徳三年(二五九)に張閏は李元善から賄賂を受けて弾劾されたこともあったとされるから「元史」卷一〇・四二七頁、あながち事実無根のことではあるまい。至大四年、初めて江浙平章に任じられた張閏は仁宗より「民爲邦本、無民何以爲國。汝其上体朕心、下愛斯民」(同前・卷二四・五四頁)と戒められたと言われるが、その期待を見事に裏切ったことによる。至治元年の巖芳守忠の金陵蔣山入寺について、「巖芳守忠禪師語録」卷下附載の「塔銘」(2123・176c)及び「行業記」(2123・174d)は何れも「江浙行省左丞相脱歡公、領行宣政院事」と脱歡が院使として関わったと記している。また無印大証についても「至治間……丞相脱歡公起師」(無印)主衛之南禪」(増集續法燈錄)卷三・2142・401b、「天童寺志」卷五・16a」という記事が見える。しかし、脱歡が江浙行省に赴任したのは後述する様に泰定帝の時代になってからである。恐らく誤記であろう。

(22) たとえば次の様な記事が見える。

① 明年(二泰定二年)、塩官海岸崩。民朝夕惴惴恐爲魚鯨。江浙行省右丞相脱驪甚憂之、折禿觀音大士于上天竺。仍請師(二天岸弘通)親履其地。建水陸大会七日夜、師真心觀想、取海沙詛之、親帥其徒、擲其処。凡足跡所及岸爲不崩。人咸異之。(護法錄)卷三・普福法師天岸濟

公塔銘(281b、c)【宗統編年】卷二七・288b)

② 「天曆元年」時江浙行省丞相脱驪公憂之(二鹽官州海邊)、禱于上天竺、広興仏事、命天岸濟法師、親履其地。仍令有司、修水陸大会七晝夜。法師呪行沙水、足迹所按上皆巖然。(仏祖統紀)卷四八・749・438c)

(24) 闡拈が実施されたことを示す資料としては、「蒲室集疏」の「円方外住義興善権杭諸山疏」(31b)、「珠龍淵住碧巖行院疏」(38b)、「依無住住台州慶善杭諸山疏」(31b)、「逸休畔住越之天華寺疏」(33a)、「蒲室集書」の「与友人書其二」(30a、b)、「与如一溪書」(31a)、「与宗可庭書」(38c)があり、「蒲室集疏」「巖芳和尚住徑山集慶諸山疏」(30a、b)はその内容から順帝の至正二年の闡拈であることが知られる。尚、笑隱と脱歡との関係については拙稿「元代禪門の苦惱―笑隱大新の行状をめぐる―」(九州中国学会報)第三卷・一九八一参照。

(25) 脱歡の卒年は「新元史」卷三二「行省宰相年表」天曆元年条の「脱歡、是年卒」(32c)という記載に拠った。尚、「元史」卷三二の致和元年九月辛未条に「脱歡等、各流于遠州、並籍其家」(七〇九五)とあるが、脱歡という人物は「元史」中に複数登場しており、この脱歡が行省左丞相の脱歡を指すか否か分からない。ただ、晋州泰定帝の後継者擁立をめぐる天順帝と文宗との派閥騒動に巻き込まれ、流罪になって死去した可能性はある。

(26) 十六処とは、京畿山後道、河東山右道、遼東山北道、河南荆北道、南淮江北道、湖北湖南道、浙西江東道、浙東福建道、江西広東道、広西両海道、燕南諸路、山東諸路、陝西諸路、甘肅諸路、四川諸路、雲南諸路であったとされる(元史)卷三五・七七六頁。

(27) 野上俊静「元の宣政院について」は、広教総管府について「元史」と「仏祖歴代通載」の二つの資料を紹介し、「今は、しばらく、『元史』

の説にしたがうこととする(二三四頁)としている。また、高雄義堅「元代に於ける僧尼管属僧官並に度牒の研究」(仏教学論叢「龍谷大学紀要」第一輯・一九四四)は「天曆初、朝廷新設広教都総管府」(護法録「卷一下・9b」という宋濂の文章を「宋濂の過誤」(三〇四頁)とし、「元史」の至順二年を支持しているが、今回は採用しない。

(28) 広教総管府について「広教都総管府」という表記がこと下の資料(35)に見えるが、総統(総拱)の楊璉真加が都総統(都総拱)と呼ばれていた例から類推すれば、恐らく管府と総管府とは同じと考えられよう。

(29) 文宗期における寺院創建などについては拙稿「元代文宗期における仏教興隆」(福岡女子大学国文学会「香椎論」第四九号・二〇〇三)参照。

(30) 大龍翔集慶寺が建立後、五山の上に位置する寺院となったことについては(19)に前掲の拙稿の注(一)を参照。

(31) 岳石木は二十一の官職を歴任した人物で、重紀至元五年(二三三九)に累官して「南臺治書侍御史」となり、「湖広参政」「上都留守」から「行宣使」を経て「江浙右丞」に遷ったとされる(至正金陵新志「卷六・9b」。また「畏齋集」卷五「監抽慶元市舶右丞資徳約蘇穆爾公去思碑」には「至正三年冬」(9c)に、「存復齋文集」卷一「江浙行省右丞岳石木公提調海漕政績碑銘」には「至正四年春」(5c)に、それぞれ岳石木が江浙行省右丞であった事実が記されているから、彼が至正三年(二三三三)冬以前に江浙行省右丞になっていたことは間違いない。よって、「南臺治書侍御史」から四年未滿の間に三度の昇任であり、ほぼ一年に一度職を転じた計算になるから、彼が行宣政院使になった時期は恐らく至正元年から二年頃のことであろう。至正二年に院使となった高納麟と入れ替わった可能性もある。尚、鄧鋭齡の論文(四一〇頁)は名前を「木岳石」としているが誤りである。

(32) この他、江浙行省が住持任命に関わったとする資料が二つと、宣政院が関わったとされる資料が一つある。但し資料によっては(31)(36)(89)の様に行宣政院が行宣政院の意味で使用される例も見え、(3)も宣政院ではなく行宣政院の可能性がある。

① 元統二年、行省選(玉溪思振)住道場。(増集統伝燈録「卷四・110a」)

② 至元(四年)戊寅、江浙相府、拳叢林頌徳、充各寺法席。(東維子文集「卷三・大中祥符禪寺重興碑・10a」)

③ 至元七年、宣政院劄(見心來復)住靈隠。(浄慈寺志「卷一〇・33a」)

玉溪は(34)に前出。蒲庵こと見心來復(二三九―三九九)は松源派南楚師悅の法嗣で月江正印や明極楚俊の法姪に当たる。明初、洪武帝に重用され、洪武十五年(二三八二)に僧録司左覺義に除せられるが、同二十四年、山西の胡党と通じていたとの罪に坐して刑死した僧である(護法録「卷九・蒲庵禪師画像贊・23b-31a」。「五燈会元統略」「卷六・487a」)。

(33) 笑隠加号の年次について、『笑隠禪師語録』附録の虞集撰「行道記」(Z11・128b)は翌年の重紀至元二年のこととしている。

(34) 「三年」は「居三年」の意であれば「至正二年」のこととなる。尚、『浄慈寺志』卷二七「雜記一」には、「順帝至元己卯年、詔平山処林主浄慈(88)とあり、平山の浄慈住持を至元五年(二三三九)のこととしている。

(35) 原文「承相」に作るが明らかに「丞相」の誤字であるので改めた。

(36) 『元史』卷四三の至正十四年条(九一八頁)には、当時の順治帝の有り様について次の様に言う。『仏祖統紀』卷四八(437b)は同じ記事を至正十七年条に載せている。

時帝怠於政事，荒于游宴，以宮女三聖奴・妙樂奴・文殊奴等一十六人按舞，名為十六天魔。……過宮中讀仏，則按舞奏樂。官官受秘密戒者得入，餘不得預。

(37) 原文「承相」に作るが明らかに「丞相」の誤字であるので改めた。

(38) 引用以外に行院が関わったことを示すと思われる資料が二つあるが、何れも問題が存する。①では「院中」という言葉であるが、他には例が見えないので「行宣政院の中」と解せるか否か分からない。②は行院が関わったことは間違いないが、至正十七年という年次が問題である。無夢盤圍(号無堂、一二八五、一三七三)は洪武六年に遷化しているから、数字に誤りがなければ至正十七年は至正十七年の誤りであろう。但し、『宗統編年』には「己卯(重紀至元)五年、禪師(無夢)盤圍開山瑞龍(卷二七・88)」とあり、年次全体が誤記の可能性もある。尚、桐江は(5)に既出。「六学僧伝」三〇卷の著者として知られる盤圍は大慧派元叟行端の法嗣である。

①〔至正十八年〕戊戌之秋、院中復徇群請、移〔桐江〕紹大、住義烏(浙江省義烏県雲黄山宝林禪寺)。(護法録)卷三・元故宝林禪師桐江大修行業碑銘・32b)

②至元十七年、行宣政院以国清聘〔無夢盤圍〕。瑞龍院易甲乙為十方。師為開山。(増集統伝燈録)卷四・212・411b)

(39) 拜住哥もしくは拜住については、『元史』卷一八八に「拜住哥尋選行宣政院使」(四三二頁)と院使になった事実が見える。『元人伝記資料索引』第四冊の「拜住」の条には、『景賢書院大成殿記』(安徽金石略)卷六・30b)、「廬州路同知拜住公政績碑銘記」(『万曆廬州府志』)卷二二・2a)、「安徽金石略」卷六・30c)等を踏まえて、拜住の経歴について、「後至元二年任廬州路同知、六年得代。至正十八年累官南臺大夫、選行宣政院使」(二三四頁)と述べられている。よって彼の院使就任が至正十八年以降であったことが知られる。

(40) 廉惠山海牙は字を公亮という。畏吾兒人で、布魯海牙(Born Gars)一七九、二三五の孫であり、中書平章であった廉希憲(二二二―二八〇)の従子に当たる。その伝は『元史』卷一四五に見え、「選行宣政院使」(三四四頁)と院使になった事実を述べている。その院使任官の時期については、『両浙金石志』卷一八の孟昉撰「杭州路住建廟字記」の末尾に「采禄大夫江浙行宣政院使廉惠山海牙篆額、至正辛丑冬十一月……」(50)とあることから、至正二十一年辛丑前後であったことが知られる。

(41) 達織帖睦魯の死後、『元史』の至正十七年(二二六七、五八月八日癸未条)に「福建行宣政院以慶寺錢糧由海道送京師」(卷四七・九七八頁)の記述があるから、福建に行宣政院が設けられていたことが知られ、同年十二月二十八日庚午条に「大明兵由海道取福州、……行宣政院使采耳死之」(同前・九八二頁)と院使の采耳が戦死したという記事が見える。『新元史』卷二六(22)は戦死した院使の名前を采耳ではなく采朵とする。彼が死んだ翌年の八月二日庚午、明軍が大都に入り、元朝は滅亡することになるから、恐らく彼が仏教政策に関わる余裕は最早なかったであろう。

【付記】

拙論脱稿後、「続仏相統紀」二巻を披閲していて天台宗に関わる行宣政院の資料を幾つか発見した。以下附録するので併せて参照されたい。

- ① 至大〔元年〕戊申（二〇〇八）、「湛堂性澄」遷任南天竺之演福。郡長官燈上其道行及濟人利物之功于行宣政院者、転開于朝、降璽書加護焉。〔続仏相統紀〕巻上・2131・380b、c〔金華黄先生文集〕巻四一・76)
 - ② 至正二年、納麟高公使行政院起師（我庵本無）住上天竺。〔巻下・2131・382b〕
 - ③ 至正二年、宣政院起〔天台普曜〕主車溪広福。〔巻下・2131・384a〕
 - ④ 〔至正六年〕丙戌、江浙行省左丞〔丞〕相朵爾只公領院事、〔以〕絶宗普繼〔陸〕住天台能仁。〔巻上・2131・383a〕又〔護法錄〕巻三・12a)
 - ⑤ 至正十六年、浙垣〔浙江左相康里公〕兼行宣政院事、起師〔方舟友奎〕主天竺靈山。而耶溪〔季衡允若〕亦陛下竺靈山、而師弟子兼之、亦一時之罕遇也。〔巻下・2131・387c〕
 - ⑥ 至正間、〔季衡允若〕起主越之田通。丞相康里公具疏延主下竺靈山。〔巻上・2131・382c〕
 - ⑦ 〔至正二十年〕庚子歲、行宣政院以師〔止堂天山〕於五十名中、闕中棲真。〔巻下・2131・389a〕
 - ⑧ 江浙〔浙〕左相達爾鉄木爾領行宣政院事、有以師〔静菴元鎮〕之名薦起、主杭之西天竺眞福。〔巻下・2131・389c〕
- ①は第一期の行宣政院時代の資料で、論中資料の(16)(17)の部分に加えられるべきものである。湛堂性澄（二二六五―二三四二）は元代天台宗の重鎮であり、その伝記は「上天竺湛堂法師塔銘」〔金華黄先生文集〕巻四一・6b)に詳しい。②は高納麟の資料で、(58)―(60)の部分に入る。我庵本無（二二八六―二三四三）は湛堂性澄の弟子。③は行宣政院ではなく宣政院となっているが、恐らく行宣政院の意味で用いられた資料であり、(61)―(66)に入るべきものであろう。天台普曜（一三四一―一三四一）は玉岡蒙潤（二二七五―二三四二）の弟子である。④は朵兒只の資料で(67)の部分に付加すべきものである。絶宗普繼（二二八六―一三五七）は湛堂性澄の弟子で(68)に既出。⑤⑥は達識帖睦邇康里公の資料で(79)―(82)に加えるべきものである。⑥には正確な年次の記載がないが、内容から見て明らかに⑤と同じ至正十六年のものである。方舟友奎（二二〇九―一三七四）は季衡允若（二二八〇―一三五九）の弟子。季衡は湛堂性澄の弟子で(89)に既出。⑦は行宣政院使の名前が記されていないが、時期的に見て達識帖睦邇が院使であった(86)―(89)に挿入すべき資料であろう。止堂天山（二三二一―一四〇三）は大用必才（二二九一―一三五九）の弟子で、玉岡蒙潤の孫弟子に当たる。⑧は時期が不明だが、「達爾鉄木爾」は明らかに「達識帖睦邇」の誤りであろう。静菴元鎮（二二〇六―一三三六）は大用必才の弟子で、⑦の止堂天山と兄弟弟子の関係である。
- この他にも未見の書冊の中に「行宣政院等」に関する資料がまだあると思われるので、今後とも資料収集と補充作業を続け、完全を期したい。